

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことです。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
001 令和7年04月01日	令和7年度「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務について	6,508,000		6,508,000	文化市民局文化市民部くらし安全推進課	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002 令和7年04月01日	京都市民法律相談事業に係る業務委託	23,525,850		23,525,850	文化市民局文化市民部消費生活総合センター	京都弁護士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003 令和7年06月02日	京都市北文化会館ホール調光操作卓改修委託	46,530,000		46,530,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	政令第11条第1項第2号	物品			
004 令和7年04月01日	京都市文化芸術総合相談窓口事業等業務委託	25,399,999		25,399,999	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005 令和7年04月01日	「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業実施に係る委託業務	37,710,000		37,510,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006 令和7年04月01日	「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」事業実施に係る委託業務	8,100,000		8,100,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007 令和7年04月01日	「はじめまして和の体験」事業実施に係る委託業務	6,230,000		6,230,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008 令和7年06月11日	京都芸術センターに係る分析・調査業務	5,489,000		5,489,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	合同会社コモンズ研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
009 令和7年04月01日	「Discover Traditional Culture of KYOTO～京の伝統文化ブランディング～」事業実施に係る委託業務	9,500,000		9,500,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010 令和7年04月01日	アート×ビジネス推進事業の実施に係る委託業務	10,000,000		10,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011 令和7年05月16日	令和7年度「カルチャーブレナーの創造活動促進事業（カルチャーブレナーアワード）」の企画・運営業務	10,000,000		10,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	リンクタイプ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012 令和7年04月01日	まちなかでの若手芸術家等の作品の展示・販売を行う「ARK（Art Rhizome KYOTO）」の企画・運営業務	5,000,000		5,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	株式会社コダマシーン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
013 令和7年04月11日	令和7年度「京都の若者が世界の多彩な才能と交流する仕組みづくり」企画運営業務	45,000,000		45,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	株式会社マガザン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
014 令和7年04月01日	令和7年度桂川横大路地区長京岡跡発掘調査支援業務	99,763,400		99,763,400	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社文化財サービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品			
015 令和7年04月01日	令和7年度埋蔵文化財出土遺物の保管、管理業務委託	77,000,000		77,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016 令和7年04月01日	令和7年度国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託	42,459,500		42,459,500	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017 令和7年04月01日	令和7年度 効率的な収納・保管のための出土品再整理業務	22,384,767		22,384,767	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018 令和7年04月01日	令和7年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託について	8,381,000		8,381,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019 令和7年04月01日	京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理に係る業務（令和7年4月～6月分）	5,143,678		5,266,256	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	全京都建設協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020 令和7年06月25日	埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（植物園北遺跡）	7,777,000		7,777,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021 令和7年06月30日	京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理に係る業務（令和7年7月～9月分）	5,160,577		5,499,599	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	全京都建設協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022 令和7年08月28日	埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（植物園北遺跡）	10,450,000		10,450,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023 令和7年09月17日	下京税務署庁舎建設に伴う発掘調査支援業務	29,129,100		29,129,100	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社文化財サービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことです。

契約日	件 名	契約金額(税込) (単位:円) 当初 変更経過 最終(現時点)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
024 令和7年09月01日	名勝無鄰庵庭園防災施設整備工事設計業務委託 ただし、母屋ほか3棟耐震改修その他工事実施設計業務委託	45,958,000		45,958,000	文化市民局文化芸術 都市推進室文化財保護課	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事			
025 令和7年09月01日	史跡御土居における土壌法面補強等業務	25,960,000		25,960,000	文化市民局文化芸術 都市推進室文化財保護課	日特建設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
026 令和7年09月29日	京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理に係る業務 (令和7年10月～12月分)	5,353,445		5,353,445	文化市民局文化芸術 都市推進室文化財保護課	全京都建設協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027 令和7年09月02日	埋蔵文化財発掘調査支援業務委託 (山科本願寺南殿跡)	5,159,000		5,159,000	文化市民局文化芸術 都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028 令和7年04月01日	京都市京セラ美術館施設マネージメント業務	147,301,000		147,301,000	文化市民局美術館	株式会社プランコ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
029 令和7年04月01日	電力の供給 (美術館本館新館)	7,409,643		7,409,643	文化市民局美術館	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
030 令和7年04月01日	京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館運営サービス業務	579,884,966		579,884,966	文化市民局美術館	サントリーパブリシティサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031 令和7年04月01日	京都市京セラ美術館 (京都市美術館) 等清掃業務	32,907,600		32,907,600	文化市民局美術館	日本管財株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032 令和7年04月01日	京都市京セラ美術館 (京都市美術館) 日本庭園他維持管理業務	22,515,256		22,515,256	文化市民局美術館	株式会社川勝造園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
033 令和7年04月01日	京都市京セラ美術館事業推進業務	69,800,000		69,800,000	文化市民局美術館	株式会社長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
034 令和7年04月01日	ザ・トライアングル企画・運営業務委託	10,000,000		10,000,000	文化市民局美術館	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035 令和7年04月01日	令和7年度京都市動物園植栽管理業務委託	7,920,000		7,920,000	文化市民局動物園総務課	井上修造園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
036 令和7年04月01日	(単価契約) 令和7年度都市ガスの供給 (京都市動物園)	予定 総額 11,188,217		11,188,217	文化市民局動物園総務課	大阪瓦斯株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
037 令和7年04月01日	世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託	106,788,000		106,788,000	文化市民局元離宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
038 令和7年04月01日	二条城外堀周辺樹木等維持管理業務委託	20,449,000		20,449,000	文化市民局元離宮二条城事務所	村岸造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
039 令和7年08月26日	「世界遺産・二条城ウエディング」企画運営業務	予定 総額 74,250,000		74,250,000	文化市民局元離宮二条城事務所	株式会社タガヤ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
040 令和7年04月01日	令和7年度 重要文化財 (美術工芸品) 二条城二之丸御殿障壁画のうち、31面の保存修理業務	105,540,800		105,540,800	文化市民局元離宮二条城事務所	一般社団法人国宝修理装こう師連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041 令和7年04月01日	令和7年度 二条城二之丸御殿障壁画模写制作	18,977,200		18,977,200	文化市民局元離宮二条城事務所	有限会社川面美術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042 令和7年06月30日	重要文化財 (建造物) 二条城二之丸御殿台所及び二の丸御殿御清所耐震調査診断等業務委託	47,289,000		48,787,200	文化市民局元離宮二条城事務所	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
043 令和6年08月26日	国宝 (建造物) 二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託	79,900,000	88,440,000	92,070,000	文化市民局元離宮二条城事務所	株式会社竹中工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
044 令和7年04月01日	電力 (高圧) の供給	予定 総額 14,900,490		14,900,490	文化市民局元離宮二条城事務所	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
045 令和7年01月01日	戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業並びに間連ソフトウェアの貸借	56,063,700		56,063,700	文化市民局地域自治 推進室	「戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業委託並びに間連ソフトウェア貸借」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことです。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
046 令和7年04月01日	戸籍システムサポートセンター業務委託	7,848,720		7,848,720	文化市民局地域自治推進室	戸籍システムサポートセンター業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
047 令和7年04月01日	戸籍システム運用保守業務委託	12,845,250		12,845,250	文化市民局地域自治推進室	戸籍システム運用保守業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048 令和7年04月01日	戸籍システムパッケージ保守	21,836,650		21,836,650	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
049 令和7年04月01日	戸籍電算システム用機器の貸借	12,122,000		12,122,000	文化市民局地域自治推進室	株式会社J E C C	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
050 令和7年04月01日	令和7年度住民記録システム振り仮名法改正対応業務委託	21,574,520		21,574,520	文化市民局地域自治推進室	「令和7年度住民記録システム振り仮名法改正対応業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
051 令和7年04月01日	住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託	43,259,700		43,259,700	文化市民局地域自治推進室	「住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
052 令和7年04月01日	市民窓口システム用機器に係るS E サポート	9,900,000		9,900,000	文化市民局地域自治推進室	市民窓口システム用機器に係るS E サポートに係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
053 令和7年04月01日	証明書コンビニ交付システム保守業務	7,893,600		7,893,600	文化市民局地域自治推進室	証明書コンビニ交付システム保守に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
054 令和7年05月14日	戸籍の氏名への振り仮名の記載に係る機器の貸借	37,862,880		37,862,880	文化市民局地域自治推進室	戸籍の氏名への振り仮名の記載に係る機器の貸借コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
055 令和7年06月27日	戸籍システムの標準化移行に伴う端末設定変更作業	71,468,485		71,468,485	文化市民局地域自治推進室	「戸籍システムの標準化移行に伴う端末設定変更作業業務委託」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第2号	物品			
056 令和7年07月01日	戸籍の振り仮名記載事業に関するコールセンター業務委託	19,049,987		19,049,987	文化市民局地域自治推進室	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
057 令和7年09月01日	コンビニ交付システムの戸籍システム標準化に伴う対応業務委託	7,117,220		7,117,220	文化市民局地域自治推進室	「コンビニ交付システムの戸籍システム標準化に伴う対応業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
058 令和7年04月01日	京都市区役所・支所における行政キオスク端末案内等業務委託	9,066,601		9,066,601	文化市民局地域自治推進室	株式会社エイジェック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
059 令和7年04月01日	証明書交付対応行政キオスク端末保守サービス等業務	6,336,000		6,336,000	文化市民局地域自治推進室	シャープマーケティングジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
060 令和7年05月01日	京都市区役所ホームページのユーザビリティ向上等に係る業務委託	29,848,500		29,848,500	文化市民局地域自治推進室	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
061 令和7年05月30日	京都市自動音声応答（I V R）電話サービス利用及び運用保守業務	予定総額 84,246,043		84,246,043	文化市民局地域自治推進室	株式会社グラファー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
062 令和7年08月18日	京都市戸籍事務センター運営業務委託	289,280,200		289,280,200	文化市民局地域自治推進室	アトラス情報サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
063 令和7年01月17日	京都市市役所証明書発行コーナー窓口業務委託	32,947,420		32,947,420	文化市民局地域自治推進室	株式会社エイジェック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
064 令和7年03月25日	京都市区役所・支所市民窓口課のフロントヤード業務委託	571,098,000		571,098,000	文化市民局地域自治推進室	株式会社エイジェック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
065 令和7年04月01日	令和7年度（4月から6月まで）市民しんぶん等配布委託	予定総額 13,350,843		13,350,843	文化市民局地域自治推進室連携改革・区政担当	株式会社デリバリーサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
066 令和7年04月01日	京都市証明郵送サービスセンター住基・戸籍システム共用機器一式貸借	5,088,600		5,088,600	文化市民局地域自治推進室証明郵送サービスセンター	京都市証明郵送サービスセンター住基・戸籍システム共用機器一式貸借に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
067 令和6年05月31日	京都市戸籍事務センター運営業務委託	102,256,000		126,236,000	文化市民局地域自治推進室戸籍事務センター	パーソルビジネスプロセスディザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことです。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円） 当初 変更経過 最終（現時点）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外 の者の参加者数
068 令和7年08月18日	京都市戸籍事務センター運営業務委託	289,280,200		289,280,200	文化市民局地域自治推進室戸籍事務センター	アトラス情報サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
069 令和7年04月01日	京都市マイナンバーカード交付関連業務（区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー及びマイナンバーカードセンター）委託	407,998,800		407,998,800	文化市民局地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
070 令和7年04月01日	令和7年度京都市マイナンバーカード交付関連業務（右京区カード交付コーナー及び地域自治推進室（分室））委託	165,284,295		165,284,295	文化市民局地域自治推進室	株式会社 ウィルエージェンシー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
071 令和7年04月01日	令和7年度上半期マイナンバーカード交付等予約受付に係る運営業務	77,961,400		77,961,400	文化市民局地域自治推進室	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
072 令和7年04月01日	マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画運営業務委託	73,016,900		73,016,900	文化市民局地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
073 令和7年07月01日	京都市マイナンバーカード交付関連業務（右京区カード交付コーナー及び地域自治推進室（分室））（追加契約）	39,679,473		39,679,473	文化市民局地域自治推進室	株式会社 ウィルエージェンシー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
074 令和7年08月25日	「令和7年度マイナンバーカード等移送業務」に係る追加業務	6,253,800		6,253,800	文化市民局地域自治推進室	日本通運株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
075 令和7年09月01日	京都市マイナンバーカード交付関連業務（区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー及びマイナンバーカードセンター）委託（追加契約）	116,168,800		116,168,800	文化市民局地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
076 令和7年09月16日	令和7年度下半期マイナンバーカード交付等予約受付に係る運営業務	78,988,800		78,988,800	文化市民局地域自治推進室	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
077 令和7年09月24日	京都市マイナンバーセンターの電話設備及び自動音声応答電話サービス（IVR）導入業務委託	6,820,000		6,820,000	文化市民局地域自治推進室	N T T 西日本株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
078 令和7年09月29日	京都市下京区役所ほか2施設整備工事設計業務委託 ただし、便所改修工事基本設計及び実施設計業務委託	21,263,000		21,263,000	文化市民局地域自治推進室	株式会社みやこ設備設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
079 令和7年04月25日	南区総合庁舎再整備に向けた基礎調査業務委託	44,000,000		44,792,000	文化市民局地域自治推進室	株式会社山下P M C	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
080 令和7年04月01日	令和7年度京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について	5,999,400		5,999,400	文化市民局共生社会推進室	特定非営利活動法人くらしネット21	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
081 令和7年04月01日	京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託	6,946,000		6,946,000	文化市民局共生社会推進室	柳原銀行記念資料館運営委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
082 令和7年04月01日	令和7年度京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センター業務及び京都市女性のための相談支援センター「みんと」業務	60,219,000		60,219,000	文化市民局共生社会推進室	社会福祉法人宏量福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
083 令和7年04月11日	京都アクリアーナ真空温水ヒーター整備業務委託	26,950,000		26,950,000	文化市民局市民スマート振興室	扶桑管工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
084 令和7年05月13日	下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡(再利用)支援等業務	18,150,000		18,150,000	文化市民局市民スマート振興室	奥アンツーカ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
085 令和7年07月01日	京都市横大路運動公園ほか2施設整備工事設計業務委託 ただし、便所改修工事基本設計及び実施設計業務委託	19,800,000		19,800,000	文化市民局市民スマート振興室	株式会社みやこ設備設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
086 令和7年07月30日	京都市体育館（かたおかアリーナ京都）における中央監視装置用リモートユニット更新業務	9,564,500		9,564,500	文化市民局市民スマート振興室	東テク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
087 令和7年06月12日	京都市西京極総合運動公園公衆便所Aほか2棟解体撤去工事設計業務委託	2,629,000		2,629,000	文化市民局市民スマート振興室	アトリエ・ノマー級建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
088 令和7年09月12日	西京極総合運動公園ブル（京都アクリアーナ）の非常用発電機の点検及び整備業務委託	18,128,000		18,128,000	文化市民局市民スマート振興室	株式会社カワサキマシンシステムズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
089 令和7年09月01日	京都アクリアーナ真空温水ヒーター整備業務委託	26,950,000		26,950,000	文化市民局市民スマート振興室	扶桑管工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこと。い。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以 外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
090	令和7年06月20日 水垂運動公園（仮称）整備に係るサウンディング調査業務	12,100,000		12,100,000	文化市民局市民スポーツ振興室	パシフィックコンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
091	令和7年06月23日 西京極総合運動公園誘導サイン整備基本計画策定業務	8,030,000		8,030,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社空間創研	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
092	令和7年07月28日 西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務	22,937,000		22,937,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社エーゲル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
093	令和7年04月01日 「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」運用業務委託	22,589,600		22,589,600	文化市民局市民スポーツ振興室	公益財団法人京都市スポーツ協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務について

2 担当所属名

文化市民局文化市民部くらし安全推進課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区衣棚通出水上の御靈町63番地
公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター

6 契約金額（税込み）

6,508,000円

7 契約内容

京都市犯罪被害者支援条例（以下「条例」という。）第9条第2項に規定する窓口を「京都市犯罪被害者総合相談窓口」として設置し、運営する業務を委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

犯罪被害者等の求める支援は、保健福祉、医療、心のケア、住居、本市以外の行政機関にも関わる行政手続、法律相談等の広範囲に及ぶものであり、このような多岐にわたる支援を、被害直後から中長期にわたり、ワンストップで、かつ、総合的に行う必要がある。

従って、当該支援を行う「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務においては、適切に関係機関等と連携することが必須であるとともに、業務に携わる支援員には高い専門知識や豊富な経験が求められる。

公益社団法人京都犯罪被害者支援センターは、事件を取り扱った警察が必要と判断した場合に、犯罪被害者等の同意のうえで情報提供を行う「犯罪被害者等早期援助団体」として、京都府内で唯一京都府公安委員会の指定（平成15年10月17日）を受けている団体である。

また、同法人は平成10年の設立当時から犯罪被害者等に対する相談活動を継続的に行っており、電話・面談相談や直接支援等により、年間1,000件を超える支援実績を有している。

以上の理由から、現時点において、市域内において本業務を適切に遂行できる条件・能力を備えた唯一の団体として、引き続き、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターを委託先として選定し、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市民法律相談事業に係る業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化市民部消費生活総合センター

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区富小路通丸太町下る桝屋町1番地
京都弁護士会

6 契約金額（税込み）

23,525,850円

7 契約内容

京都市民法律相談事業として、京都市消費生活総合センター及び区役所・支所における相談業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市民法律相談事業を実施するに当たり、委託先は次の要件を満たす必要がある。

- (1) 本市が指定した日に多数の弁護士を動員する必要があること。
- (2) 相談者の中には、自身がどのようなトラブルに巻き込まれ、何を望んでいるのかすら自覚できない方や、法律上、当然帰結する結果を受け入れられない方も存在するが、地方公共団体の主催事業である以上、そのような市民に対しても丁寧に応対する必要があること。
- (3) 多数の弁護士の動員を要する状況の下で、担当弁護士が突発的な事故などで従事できない事態などが生じた場合であっても、代替弁護士の確保を確実に行える環境が必要であること。
- (4) 法律相談事業は、相談者が、限られた時間で弁護士から受けるアドバイスに満足することをもって一つの成果とするものであるが、弁護士の対応が不十分な場合や、不十分であると相談者が感じた場合に、その対応の仕方をチェックする機能が必要であること。

上記の要件を満たしているのは、京都市内においては、京都弁護士会のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にある特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約に該当し、京都弁護士会を委託先とする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市北文化会館ホール照明調光操作卓改修委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和 7 年 6 月 2 日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市中央区城見 2 丁目 1 番 61 号
パナソニック EW エンジニアリング株式会社 近畿支店
- 6 契約金額（税込み）
46,530,000 円
- 7 契約内容
京都市北文化会館の舞台照明設備について、老朽化した調光操作卓の更新及び既設舞台照明設備との接続調整を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
北文化会館にはパナソニック(株)製の舞台照明設備機器が設置されており、照明設備を構成する調光盤、調光操作卓及び負荷設備の機器間の信号伝達はパナソニック(株)の独自技術による信号で制御している。
調光操作卓を更新しようとする場合、照明設備を構成する他の機器との互換性があるパナソニック(株)製とする必要があるとともに、既設調光盤の改造を併せて行う必要があるが、既設調光盤の調達相手方でありパナソニック(株) 100% 出資のグループ会社で設計・工事・保守を行っているパナソニック EW エンジニアリング(株)でないと、既設調光盤の改造を行い、舞台照明設備を正常に動作させることができないことから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市文化芸術総合相談窓口事業等業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2 京都芸術センター内
公益財団法人京都市芸術文化協会

6 契約金額（税込み）

25,399,999円

7 契約内容

- (1) 相談窓口の運営業務
- (2) 相談会・講座等の開催
- (3) Arts Aid KYOTO（京都市連携・協働型文化芸術支援制度）通常支援型補助金交付事務
- (4) 他機関とのネットワークの構築・情報発信
- (5) 文化芸術関係者の移住・居住等の推進

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、文化芸術関係者からの様々な相談に応じる窓口を設置するほか、専門家等を交えての各種相談会や活動継続に必要となる知識・ノウハウ等を習得するための講座の開催、Arts Aid KYOTO（京都市連携・協働型文化芸術支援制度）の交付、文化芸術関係者の移住・居住等の推進、さらには文化芸術関係者に有益となる情報の発信など、文化芸術関係者に寄り添った切れ目のない支援を行うものである。

そのため本事業の実施にあたっては、本市で活動する文化芸術関係者へ各種支援策等の周知を迅速に行うとともに、文化芸術関係者から寄せられる相談等に対しては豊富な知識、経験を基に迅速かつ的確に対応することが必要となる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、令和2年度からの本相談窓口業務の受託者であり、これまで関係団体や専門家と連携しながら相談対応を行ってきてのことから、様々な相談に的確かつ速やかに対応できる体制を既に有している。

また、緊急奨励金や総合支援パッケージ、両立支援補助金、令和4年度から令和6年度はArts Aid KYOTO（京都市連携・協働型文化芸術支援制度）の交付事務など、本市の各種補助制度の事務の受

託実績があり、着実な成果を上げるとともに、文化芸術に係わる支援を行う組織として広く認知されている団体である。

さらに、同団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築しており、他の文化芸術関係施設とのネットワークも豊富に有していることから、移住・居住等に関する情報収集及び文化芸術関係者への迅速な情報発信が可能である。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会においてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公益財団法人京都市芸術文化協会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業実施に係る委託業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

(当初) 令和7年4月1日

(変更後) 令和7年6月1日

4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2

公益財団法人京都市芸術文化協会

6 契約金額（税込み）

(当初) 37,710,000円

(変更後) 37,510,000円

7 契約内容

現代芸術から伝統的な文化芸術まで、幅広い分野にわたる京都で活躍する優れた芸術家を、京都市内の小・中・総合支援学校、幼稚園、保育所（園）、児童館等に派遣し、文化芸術の魅力や楽しみ方についてのワークショップ（講話や実技指導等）を実施する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統芸能や伝統文化、舞台芸術などの分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に講師を依頼するとともに、京都市教育委員会、子ども若者はぐくみ局等との緊密な連絡調整のもと、京都市内の小・中学校、総合支援学校や幼稚園、保育所（園）等の希望に応じて、内容・日程等の調整を行い、これらの芸術家を派遣して、文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、派遣する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「藝文京芸術教室」（本市との共催事業）をはじめとする子どもを対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体（約230団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、派遣する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

なお、実施回数の変更により、令和7年6月1日に変更契約を行っている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」事業実施に係る委託業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2

公益財団法人京都市芸術文化協会

6 契約金額（税込み）

8,100,000円

7 契約内容

市内の中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業の実施に係る業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統的な文化芸術（能、狂言、日本舞踊、邦楽など）の分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に出演を依頼するとともに、京都市教育委員会との緊密な連絡調整のもと、伝統的な文化芸術に関わる公演鑑賞事業を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、出演する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「藝文京芸術教室」（本市との共催事業）をはじめとする子ども等を対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（約230団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特

定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「はじめまして和の体験」事業実施に係る委託業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
公益財団法人京都市芸術文化協会

6 契約金額（税込み）

6,230,000円

7 契約内容

市内の保育園・幼稚園児を対象とした伝統文化体験事業（ワークショップ）の実施に係る業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統的な文化芸術（能、狂言、日本舞踊など）の分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に出演を依頼するとともに、京都市子ども若者はぐくみ局や京都市教育委員会との緊密な連絡調整のもと、伝統的な文化芸術に関わる事業を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、出演する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「藝文京芸術教室」（本市との共催事業）をはじめとする子ども等を対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（約230団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特

定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公益財団法人京都市芸術文化協会と随意契約を締結している。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都芸術センターに係る分析・調査業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年6月11日

4 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

神奈川県横浜市中区日本大通33番地
合同会社文化コモンズ研究所

6 契約金額（税込み）

5,489,000円

7 契約内容

京都芸術センターに係る効果的な運営方法を把握・検討するための分析・調査業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

公募型プロポーザルにより契約の相手方を選定

理由：本分析・調査業務においては京都芸術センターに関する知識とともに、外部有識者や他アートセンターとのネットワークなど、豊富な経験や様々な専門知識を活用して実施する必要があり、価格以外の要素である事業者の能力や提案による競争によって受託者を選定する必要があるため。

評価した提案内容：類似業務の実績、業務実施の方針・体制、見積金額、創意工夫ほか

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「Discover Traditional Culture of KYOTO～京の伝統文化プランディング～」事業実施に係る委託業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会

6 契約金額（税込み）

9,500,000円

7 契約内容

- (1) 京都の伝統文化プロモーション
- (2) 受入環境整備
- (3) パッケージツアー、ファムトリップの実施

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、期間中約350万人のインバウンド来訪が見込まれる大阪・関西万博を契機に、京都を訪れる国内外の観光客の伝統文化に対する潜在的なニーズを踏まえ、顧客（国内外の観光客）目線での事業構築や鑑賞体験環境整備、広報の充実等、実際に鑑賞・体験いただく機会の創出を通じ、伝統文化のプランディング、価値向上を図るものである。

業務の企画、実施にあたっては、観光客のニーズ調査や観光客目線での伝統文化の磨き上げを行うために、京都を訪れる観光客のニーズや人気ある観光コンテンツなど、京都の観光事情に関する広い知見や人的ネットワークを有する必要がある。

また、磨き上げたコンテンツを限られた予算内で効果的なプロモーションを行うために、国内外の観光客に対し有力な手法及び媒体（対面、WEBサイト、SNS）を有していることや、世界各国、国内外で影響を持つメディア関係者のみならず、京都の宿泊施設関係者や通訳ガイドなどに対して広く人的ネットワークを有し、メディアのニーズを十分に踏まえた取材対応や題材の選定、強く訴求するような見せ方・編集など高度な知識が必要となる。

以上の点を踏まえ、価格競争以外の面で受託先を選定する必要がある。

公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や

地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通している。同協会の事業においては、京都観光オフィシャルサイト「京都観光 Navi」、京都府域の観光案内を多言語・ワンストップで行う「京都観光総合案内所」の運営をはじめとする京都観光宣伝業務、京都四大行事（「葵祭」、「祇園祭」、「時代祭」、「京都五山送り火」）の執行支援、京都市認定通訳ガイド「京都ビジターズホスト」の育成や活用などを実施しており、観光情報の魅力的な提供及び観光コンテンツを適切に提供していく実績やノウハウを持ち合わせている。

また、国内外のメディアや観光客を誘致してきた実績や、海外有力メディアとの関係構築などを目的に本市が世界 6箇所に設置している京都市海外拠点の運営を行うなど、国内外のメディアや観光客の需要の把握及び需要を把握するためにネットワークを有している。

さらに、京都の宿泊施設や旅行代理店、小売店等の観光事業者、1,500 以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、観光客目線で京都の伝統文化の魅力を公平な立場から PR することができる。

以上のことから、本業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2-(1)-ウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

アート×ビジネス推進事業の実施に係る委託業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内
公益財団法人京都市芸術文化協会

6 契約金額（税込み）

10,000,000円

7 契約内容

アート×ビジネスのマッチングを目的としたセミナー、ワークショップ等の企画・運営や、芸術関係者と企業等との円滑なコミュニケーションの実施と関係構築のための機会の創出等の「芸術家と企業のネットワーク形成」事業実施に係る業務。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、令和4年度から芸術家と起業家等とのマッチングや、アートとビジネスの接点を探る「アート×ビジネス推進事業」を実施しており、令和4年度は京都芸術センターの施設の一部をスタートアップやソーシャルビジネスなどの企業向けオフィスとして「アート×ビジネス共創拠点『器』」を開設。令和5年度、6年度には『器』を中心に、芸術関係者と企業等との交流やマッチングの機会を創出し、相互の接点を増やすとともに事業のマッチングに向けた相談会の実施や窓口の設置し、マッチング事業の実施実績の蓄積に取り組んだ。

これらを踏まえ、令和7年度は、引き続き芸術関係者と企業等とのマッチングを積極的に行うとともに、「アート×ビジネス推進事業」の将来的な展開を見据え、アート・ビジネス双方のネットワークの維持強化及び事業の認知度向上のためのプロモーション等に重点的に取り組む。

本業務は、当該事業の円滑な遂行に必要となる業務を実施するものである。

従って、業務を進めるに当たり特に必要な能力は、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより本事業の趣旨を理解したうえで、芸術関係者と企業等のニーズに応じた効果的なアート×ビジネスの交流促進、マッチングを展開していく能力が求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、芸術家と企業のネットワーク形成の拠点となる京都芸術セ

ンターの施設運営を担うとともに、各種文化事業の実施等により従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公益財団法人京都市芸術文化協会と随意契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナーアワード）」の企画・運営業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年5月16日

4 履行期間

令和7年5月16日から令和7年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区東麻布1-9-15 東麻布一丁目ビル2F
リンクタイズ株式会社

6 契約金額（税込み）

10,000,000円

7 契約内容

カルチャープレナーのリサーチや、京都市内におけるイベントの実施等の「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナーアワード）」の企画・運営業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、自分たちの文化、価値観などへの愛着等をエネルギーの起点に、共感者を増やし、文化的遺伝子を残していくことを意図して事業を成立させている個人等を「カルチャープレナー（文化起業家）」として選定するとともに、カルチャープレナーが創造する価値の新しい評価軸や社会的インパクトを京都から提唱し、文化芸術に投資する潮流を京都から生み出し、「カルチャープレナーの聖地」としての認知を高め、創造的な人々が集まり、定着することを目的として実施するものである。

令和5年度に新規事業として公募型プロポーサルを実施。その結果、世界38箇国、800万人の読者を持つ経済紙「Forbes」日本版の刊行及びWEBサイトの運営等を行っているリンクタイズ㈱から応募があり（1社のみ）、審査のうえ、選定、委託契約を締結。提唱後間もないカルチャープレナーの概念を深く理解し、本市の事業目的に沿った事業実施の実績を有することから、令和6年度も継続して契約先とした。当該事業者は、令和5年度、6年度の契約先として、以下のとおり、独自提案を行うなどの優れた事業実績を有する。

・全国のカルチャープレナーをリサーチし、掘り起こした京都の事例と合わせて「Forbes JAPAN 11月号」を「カルチャープレナー特集誌」として刊行。また、Forbes JAPANのWEBサイトに特設ページを設け、カルチャープレナーの紹介やインタビュー記事、京都市の特集記事（文化を基軸にし

たまちづくりや*** in Residence) を掲載するなど、カルチャープレナーについての積極的な情報発信を実施。これらについては、委託業務として想定していた「アワードの情報発信」の範囲を大きく超えたリンクタイズ㈱の独自提案により実現したものであり、社会的波及に大きく貢献。

・全国のカルチャープレナーを対象としたアワードを京都で開催し、「カルチャープレナーの聖地」としての認知度向上を図るとともに、専門家によるトークセッション等を通じて、カルチャープレナーの評価軸や社会的インパクトの見える化を実施。

・同アワードの実施に際しては、文化庁の後援を取りつけたほか、アワード当日には文化庁長官が来賓として出席するなど、国の機関を巻き込み、社会的な影響や信頼性を獲得することに努めた。

・さらに、本市からの委託外の取組として、パルミジャーニ・フルリエのVIP顧客向け文化体験ツアーや、エストネーション大阪店でのトークイベント、阪急メンズ東京における期間限定ショップのオープンなど、リンクタイズ㈱独自のイベントにおいてもカルチャープレナーを積極的に起用し、京都市のカルチャープレナーの取組等についても広く情報発信するなど、想定以上の取組を展開。

令和7年度については、引き続き、国内外におけるカルチャープレナーの概念の定着や更なる訴求、ひいては、京都への投資や人財の集積に向け、カルチャープレナーの実践事例の取材などリサーチを深化させるとともに、トークセッション等のイベントを通じて、カルチャープレナーの評価軸や社会的インパクトの見える化を実施、さらにアワードを充実させて継続開催することにより、その効果の最大化を図っていく必要がある。

そのためには、提唱間もないカルチャープレナーの概念を深く理解し、全国のカルチャープレナーの取材・リサーチを実施できること、カルチャープレナーの評価軸や社会的インパクトの見える化をするために有効なトークセッション等のイベントを企画する能力を有すること、アワードを的確に実施するために重要となる、候補者の選定について戦略的なアドバイスや専門的の知見を有するアドバイザリーボードとの関係性を有すること、アワードの結果を広く発表・周知する能力を有すること、イベント等において協力を得るため、アワード受賞者との信頼関係を有することが必要となる。

リンクタイズ㈱においては、令和5年度、6年度の全国へのリサーチの蓄積があるため、全国の事例について多くの独自の知見を有しており、一層のリサーチの深化が期待できる。また、VIP顧客を持つ百貨店業界や高級ブランド企業とのネットワークを活用し、カルチャープレナーの概念を普及啓発し、その評価軸や社会的インパクトを可視化するために有効なイベントを企画運営する力をしており、アワードを実施するためには、候補者の選定について戦略的なアドバイスや専門的の知見を有するアドバイザリーボードとの関係性を有すること、アワードの結果を広く発表・周知する能力を有すること、イベント等において協力を得るため、アワード受賞者との信頼関係を有することが必要となる。

リンクタイズ以外の事業者に委託した場合、カルチャープレナーについての知識を習得し、全国へのリサーチを実施し、イベント企画を行い、アワード受賞者やアドバイザリーボードとの関係性を一から構築することとなる。知識を習得することは可能だとしても、全国へのリサーチを行ったうえでのイベント企画や結果の周知方法の検討、アワード受賞者やアドバイザリーボードとの関係性構築には相当の期間を要することが想像に難くなく、本市が実施を希望するタイミング（令和7年10月頃）でのアワード事業の実施が不可能となり期待する効果を求めることができなくなることが予想され、本市にとって不利な結果となる。

以上により、本事業を実施できる能力と複数の条件を満たす事業者はリンクタイズ㈱においてほかにないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定及び随意契約ガイドライン2のウに基づき、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
まちなかでの若手芸術家等の作品の展示・販売を行う「ARK (Art Rhizome KYOTO)」の企画・運営業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区六軒通高瀬川筋東入ル早尾町 315 番 3
株式会社コダマシーン
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000 円
- 7 契約内容
京都ゆかりの若手アーティスト等の作品を、市内の宿泊施設や商業施設等で展示販売する「ARK (Art Rhizome KYOTO)」の企画・運営
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公募型プロポーザルにより契約の相手方を選定
理由：本業務においては、アートに関する専門知識とともに、京都にゆかりのある若手アーティストを起用し、その作品を各施設に展示するためのアートキュレーションやアートコーディネート能力、豊富な経験等を活用して実施する必要があり、価格以外の要素である事業者の能力や提案による競争によって受託者を選定する必要があるため。
評価した提案内容：類似業務の実績、企画内容及び運営計画、業務実施体制、見積金額 ほか
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルを実施し、提案内容について審査を行った結果、審査員の評価点が60点以上且つ応募者の中で評価点が最も高かったため受託候補者に選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度「京都の若者が世界の多彩な才能と交流する仕組みづくり」企画運営業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年4月11日

4 履行期間

令和7年4月11日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区中書町685番地1

株式会社マガザン

6 契約金額（税込み）

45,000,000円

7 契約内容

令和7年度「京都の若者が世界の多彩な才能と交流する仕組みづくり」企画運営業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託事業者には、アーティスト・イン・レジデンスに関する知見を有することや、海外から受け入れた人材と、地域や京都の学生・若者とを交流を有することなどを求めるため、随意契約を実施した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルの結果、1社から応募があり、審査の結果、基準を満たしたことから、株式会社マガザンを委託先に選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度桂川横大路地区長岡京跡発掘調査支援業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町8番地

株式会社文化財サービス

6 契約金額（税込み）

99,763,400 円

7 契約内容

本件は桂川河川敷における発掘調査の支援業務であり、発掘調査の実施と同程度の専門的知識・能力が必要であるため、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していることなどの要件が求められる。

また、本件は、調査対象面積が約7,600m²と本市直営発掘調査の中でも最も大きく、調査場所が河川敷であるため、支援業者には、日々の発掘作業員の安全管理や出土遺物の適切な保管管理以外にも、緊急増水時の24時間対応など、本市との密な連携が求められる。

さらに、本件は、国土交通省の国事業発掘調査を本市が受託したことに伴い実施する支援業務であるため、国との契約に付随しており、履行期限内の履行完了が必須である。

そのため、履行期限内に履行を完了させるためには、支援業者は、これまでに本市直営発掘調査の支援業務の実務経験を有し、本市発掘調査の進行や現場監理、遺物の管理の方法を熟知し、現場の状況に応じた適切な方法の取扱選択が可能であることが必要不可欠である。

以上の理由から、入札に付そうとする場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、上記条件を全て満たさない者では履行期限までの履行が完了できないと想定されるため。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該業務は、出土文化財を活用度に応じて4段階にランク分けした最上位であるAランク出土品（約2万箱）を対象として、文化財指定クラスの物品を抽出し、指定に向けた資料を作成する業務であり、出土遺物及び市内の発掘調査に関する豊富な知識と多量の遺物を効率的に扱うことの出来る組織でなければできない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記の条件を全て満たす者は、(株)文化財サービス、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、(株)島田組の3者のみに特定され、そのうち、履行期限までの履行が可能な者は、(株)文化財サービスと(公財)京都市埋蔵文化財研究所の2者のみに特定される。

適正な範囲内の価格であることを確認するため、上記2者から見積書を徴収した結果、(株)文化財サービスが最も安価であったため、(株)文化財サービスを本件委託先として決定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和 7 年度埋蔵文化財出土遺物の保管、管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 265 番地の 1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
77,000,000 円
- 7 契約内容
埋蔵文化財発掘調査等により出土した遺物を現在の活用及び今後の活用に備え、適正に保管、管理する。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の履行にあたっては、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有する必要があるため。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該団体は、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす保存処理等の特殊技術や出土文化財の編年等に関する著作権を有しているため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 265 番地の 1

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

6 契約金額（税込み）

42,459,500 円

7 契約内容

雙ヶ岡や西寺跡等、本市が管理する史跡・名勝について適切な維持管理を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市内に数多く点在する史跡等について良好な維持管理を行うには、一般の樹木等の管理業務に加えて、災害時の緊急措置に対応できる史跡等に関する専門的知識及び文化財の保護に関する専門技術を有している必要があり、当該団体がこの要件を満たしているため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度 効率的な収納・保管のための出土品再整理業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番1

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

6 契約金額（税込み）

22,384,767円

7 契約内容

効率的な収納・保管のための出土品再整理業務を実施するに当たり、再整理に係る分類作業等を委託するもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有する必要がある。

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所（以下、「埋文研」という）は、前述の要件を満たすほか、市内出土品コンテナ約25万箱の保管管理業務を行っている。また、埋文研が著作権を有する膨大な出土品から構築された土師器皿の編年表は、平安京跡の歴史を復元するための「年代のものさし」として、本業務の根幹をなすものである。

上記の理由から「京都市物品契約等に係る特命随意契約ガイドライン」2の（1）イの（ア）の「契約の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもの」、及び同（イ）の「特殊な技術又は秘密の技術に関する情報等、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」に該当するため随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和 7 年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託について

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和 7 年 4 月 1 日

4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 265 番地の 1

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

6 契約金額（税込み）

8,381,000 円

7 契約内容

本市が所有し保管する数多くの出土遺物の中から、国の重要文化財指定（美術工芸品考古資料）クラス、京都市指定文化財（美術工芸品、考古資料）クラスの出土遺物を選定し、指定に向けた資料（出土遺物の文化財的価値の評価、分類、計測、写真撮影など）を作成する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該業務は、出土文化財を活用度に応じて 4 段階にランク分けした最上位である A ランク出土品（約 2 万箱）を対象として、文化財指定クラスの物品を抽出し、指定に向けた資料を作成する業務であり、出土遺物及び市内の発掘調査に関する豊富な知識と多量の遺物を効率的に扱うことの出来る組織でなければできない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

同研究所は、市内で行われた発掘調査の大半を担当しており、出土遺物の内容について掌握するとともに、出土遺物の時期決定手段である京都市内の土器編年を確立し、その著作権を有している。また、同研究所には、遺物の整理、保管、管理及び活用を専門とする資料係があり、専門性に優れているとともに、多量の遺物の取扱い技術を有している（10 万箱を超える遺物量の取り扱い実績を有するのは福岡市教育委員会文化財保護課と研究所の 2 組織しかない。）。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理に係る業務（令和7年4月～6月分）

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

(当 初) 令和7年4月1日

(変更後) 令和7年6月30日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区桜原盆山13-1

全京都建設協同組合

6 契約金額（税込み）

(当 初) 5,143,678円

(変更後) 5,266,256円

7 契約内容

埋蔵文化財試掘・詳細分布調査を実施するに当たり、調査に係る掘削業務等を調査補助業務として実施する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（随意契約の理由）

試掘・詳細分布調査は、工期及び資金の限られている事業者との関係から、土木工事などを遅延させないため、迅速に処理しなければならない。

試掘・詳細分布調査においては、掘削及び遺物整理等が不可欠な業務であるが、これらの業務を迅速・効率的に行うためには、掘削業務においては簡易な土層の判別、遺物実測・測量の特殊な補助等の技能を、遺物整理業務においては土器等の実測、拓本、トレース及びデジタルトレース、報告書版下のレイアウト等の専門的な技能を同一人が保持することが要求され、この要件を満たす補助員が複数名所属しているのは、全京都建設協同組合1社のみであるため、「京都市物品契約等に係る随意契約ガイドライン」の2(1)のイ(イ)「特殊な技術又は秘密の技術に関する情報等、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」に該当するため、随意契約を行った。

その後、当初想定よりも出土遺物量が多く、担当責任者及び整理補助の人工費が増加したため、契約金額の増加による変更契約を行った。

（変更理由）

当初想定よりも出土遺物量が多く、担当責任者及び整理補助の人工費が増加したため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（植物園北遺跡）
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和7年6月25日
- 4 履行期間
令和7年7月1日から同年8月8日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
7,777,000円
- 7 契約内容
京都市域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地「植物園北遺跡」における発掘調査支援業務
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は埋蔵文化財発掘調査の支援業務であり、埋蔵文化財発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で継続的に発掘調査を実施していることが不可欠である。
(公財)京都市埋蔵文化財研究所は昭和51年の設立以来、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し、遺跡の探査・検討するための知識が豊富であるほか、GPS測量技術を有し、遺構を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取扱いに習熟し、かつ契約締結の意向があり、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2の（1）のウに該当するため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理に係る業務（令和7年7月～9月分）

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

(当 初) 令和7年6月30日

(変更後) 令和7年9月24日

4 履行期間

令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区桜原盆山13-1

全京都建設協同組合

6 契約金額（税込み）

(当 初) 5,160,577円

(変更後) 5,499,599円

7 契約内容

埋蔵文化財試掘・詳細分布調査を実施するに当たり、調査に係る掘削業務等を調査補助業務として実施する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（随意契約の理由）

試掘・詳細分布調査は、工期及び資金の限られている事業者との関係から、土木工事などを遅延させないため、迅速に処理しなければならない。

試掘・詳細分布調査においては、掘削及び遺物整理等が不可欠な業務であるが、これらの業務を迅速・効率的に行うためには、掘削業務においては簡易な土層の判別、遺物実測・測量の特殊な補助等の技能を、遺物整理業務においては土器等の実測、拓本、トレース及びデジタルトレース、報告書版下のレイアウト等の専門的な技能を同一人が保持することが要求され、この要件を満たす補助員が複数名所属しているのは、全京都建設協同組合1社のみであるため、「京都市物品契約等に係る随意契約ガイドライン」の2(1)のイ(イ)「特殊な技術又は秘密の技術に関する情報等、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」に該当するため、随意契約を行った。

（変更理由）

当初想定よりも出土遺物量が多く、現場補助、整理補助の人件費が増加したため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（植物園北遺跡）
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和7年8月28日
- 4 履行期間
令和7年9月1日から同年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
10,450,000円
- 7 契約内容
京都市域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地「植物園北遺跡」における発掘調査支援業務
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は埋蔵文化財発掘調査の支援業務であり、埋蔵文化財発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で継続的に発掘調査を実施していることが不可欠である。
(公財)京都市埋蔵文化財研究所は昭和51年の設立以来、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し、遺跡の探査・検討するための知識が豊富であるほか、GPS測量技術を有し、遺構を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取扱いに習熟し、かつ契約締結の意向があり、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2の（1）のウに該当するため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

下京税務署庁舎建設に伴う発掘調査支援業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和7年9月17日

4 履行期間

令和7年9月17日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町8番地

株式会社文化財サービス

6 契約金額（税込み）

29,129,100円

7 契約内容

京都市域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地「平安京跡」ほかにおける発掘調査支援業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は平安京左京域における発掘調査の支援業務であり、発掘調査の実施と同程度の専門知識・能力が必要であるため、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していることなどの要件が求められる。

平安京左京域は、特に層序が複雑なため、より高度な専門知識・能力が必要で、発掘調査の質を担保するために導入している調査員の点数制度（京都市内発掘調査団体導入基準）では5段階中上位の2段階（AA、Sランク）の調査員のみが調査可能であり、支援業務もまた同等の経験が求められる。

また、対象地近隣には小学校や住宅などがあることから、安全管理には十分な配慮が必要であり、かつ、迅速な作業が求められる。

さらに、本件の国事業発掘調査を本市が受託したことに伴い実施する支援業務であるため、国との契約に付随しており、履行期限内の履行完了が必須である。

そのため、履行期限内に履行を完了させるためには、支援業者は、これまでに本市直営発掘調査の支援業務の実務経験を有し、本市発掘調査の進行や現場監理、遺物の管理の方法を熟知し、現場の状況に応じた適切な方法の取捨選択が可能であることが必要不可欠である。

以上の理由から、入札に付そうとする場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、上記条件を全て満たさない者では履行期限までの履行が完了できないと想定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（「京都市物品等の調達に係る隨

意契約ガイドライン」6(6))に該当することから、随意契約を締結する。

上記の条件を全て満たす者は、(株)文化財サービス、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、(株)島田組、安西工業(株)の4者のみに特定される。このうち、受託の意向を示したのが、(株)文化財サービス、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、安西工業(株)の3者である。

適正な範囲内の価格であることを確認するため、上記3者から見積書を徴収した結果、(株)文化財サービスが最も安価であったため、(株)文化財サービスを本件委託先として決定する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

名勝無鄰庵庭園防災施設整備工事設計業務委託 ただし、母屋ほか3棟耐震改修その他工事実施設計業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和7年9月1日

4 履行期間

令和7年9月2日から令和8年3月20日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区瓦町3丁目6番5号
株式会社日建設計大阪オフィス

6 契約金額（税込み）

45,958,000 円

7 契約内容

母屋・洋館・茶室・管理人棟・屋外付帯施設の耐震改修及び保存修理等の工事設計を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

無鄰庵については、これまで、令和2年度及び令和3年度に「京都市市有建築物耐震診断業務委託 ただし、名勝無鄰庵庭園の建造物に係る耐震診断及び概略補強計画策定業務委託」（以下、「診断業務」という。）並びに、令和6年度に「名勝無鄰庵庭園防災施設整備工事設計業務委託 ただし、母屋ほか3棟耐震改修その他工事基本設計業務委託」（以下、「基本設計業務」という。）を実施し、耐震改修及び施設の利便性向上のためのインフラ等の整備について基本設計を行ってきた。

本委託業務は、これらについて実施設計を行うものである。契約の相手方は、これまでに診断業務及び基本設計業務を受注し、施設の文化的価値、耐震診断結果、及び基本設計内容を十分把握しているため、委託料を市場価格より2割以上割安で委託することができる。

また、文化庁との協議が業務遂行に相当な影響を与えるため、文化財の改修経験が豊富で、診断業務における学識経験者、文化庁及び保存活用委員会からの意見や指導事項を熟知しており、文化庁らとの協議を円滑に進められることや、文化的価値を損なわない改修による設計検討資料が作成可能な相手方でなければ、名勝無鄰庵庭園全体を俯瞰した建物等の耐震改修の実施設計はできない。

診断業務では、学識経験者、文化庁及び保存活用委員会からの意見や指導事項により検討した工学的判断に基づく様々な計算仮定等を設定し、時刻歴応答解析により母屋及び茶室の耐震診断を行っており、高度な技術力や知識を要するとともに、煉瓦造である洋館の耐震診断も併せて行っている。本委託業務を診断業務の受注者に委託することにより、それらの知識及び技術力を活用するこ

とができるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第7号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
史跡御土居における土墨法面補強等業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和 7 年 9 月 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田中川原町 50-1
日特建設株式会社京滋営業所
- 6 契約金額（税込み）
25,960,000 円
- 7 契約内容
史跡御土居において、土墨法面補強等業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務において、受託候補者を選定するための公募型プロポーザルを行った。一社から応募があり、選定委員会により評価した結果、提案内容が十分評価出来るものであったため、日特建設株式会社京滋営業所を受託候補者に決定した。
以上により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2-(4) に該当するため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市域内埋蔵文化財試掘・詳細分布調査補助及び遺物整理に係る業務（令和7年10月～12月分）

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和7年9月29日

4 履行期間

令和7年10月1日から令和7年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区桜原盆山13-1
全京都建設協同組合

6 契約金額（税込み）

5,353,445円

7 契約内容

埋蔵文化財試掘・詳細分布調査を実施するに当たり、調査に係る掘削業務等を調査補助業務として実施する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

試掘・詳細分布調査は、工期及び資金の限られている事業者との関係から、土木工事などを遅延させないため、迅速に処理しなければならない。

試掘・詳細分布調査においては、掘削及び遺物整理等が不可欠な業務であるが、これらの業務を迅速・効率的に行うためには、掘削業務においては簡易な土層の判別、遺物実測・測量の特殊な補助等の技能を、遺物整理業務においては土器等の実測、拓本、トレース及びデジタルトレース、報告書版下のレイアウト等の専門的な技能を同一人が保持することが要求され、この要件を満たす補助員が複数名所属しているのは、全京都建設協同組合1社のみであるため、「京都市物品契約等に係る随意契約ガイドライン」の2(1)のイ(イ)「特殊な技術又は秘密の技術に関する情報等、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもの」に該当するため、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（山科本願寺南殿跡）
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和7年9月2日
- 4 履行期間
令和7年9月8日から令和7年10月10日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265-1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
5,159,000円
- 7 契約内容
京都市域内に所在する周知の埋蔵文化財包蔵地「山科本願寺南殿跡」における発掘調査支援業務
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は埋蔵文化財発掘調査の支援業務であり、埋蔵文化財発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で継続的に発掘調査を実施していることが不可欠である。
(公財)京都市埋蔵文化財研究所は昭和51年の設立以来、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し、遺跡の探査・検討するための知識が豊富であるほか、GPS測量技術を有し、遺構を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取扱いに習熟し、かつ契約締結の意向があり、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2の（1）のウに該当するため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市京セラ美術館施設マネージメント業務

2 担当所属名

文化市民局美術館

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区虎ノ門4-1-40 江戸見坂森ビル6F
株式会社ブランコ

6 契約金額（税込み）

147,301,000円

7 契約内容

京都市京セラ美術館の展示・イベント等、施設使用にかかる管理及び運用支援業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市京セラ美術館では、複数の企画展が1年を通じて開催され、また、イベント等の使用が年間を通じて不定期に開催される予定である。

契約の履行に当たっては、搬入出口の集中化による「物流・搬入出の現場管理」、建造物保護、温湿度管理の厳密化による「貸館における搬入出ルートの養生作業、設営・撤去の現場管理」、貸出備品の充実化による「展示・照明・映像機器等の機材・備品貸出管理」、イベント・展覧会開催時の会場設営に係る「技術的指導、作業管理を含めた会場安全管理」などの施設運営における技術的作業を使用者に対してスムーズかつ確実に提供することが求められる。

本業務内容を遂行し、熟練した高い技術的サービスを提供するためには、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、プロポーザルを実施のうえ、応募者が提案する業務の実施体制、運営方針、実績などを踏まえて受託業者を選定した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（美術館本館新館）
- 2 担当所属名
文化市民局美術館
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日～令和7年4月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,409,643円
- 7 契約内容
京都市美術館（本館）の電力供給
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和7年度の電力供給は、リエスパワーと契約することとなった。しかし、令和6年度の電力供給契約の相手方である関西電力株式会社から、リエスパワーへの電力切替が完了するまでの間、関西電力株式会社から継続して電力供給を受ける必要が生じたため、4月分のみ契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館運営サービス業務

2 担当所属名

文化市民局美術館

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都江東区豊洲3丁目2-24 豊洲フォレシア16F
サントリーパブリシティサービス株式会社

6 契約金額（税込み）

579,884,966円

7 契約内容

京都市京セラ美術館（京都市美術館）及び京都市美術館別館における来館者及び利用者への総合サービスと館内の円滑なサービス運営を担うための総合案内・クローケ業務、出札（チケットカウンター）・改札業務、展示監視等サービス業務全般を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

貴重な作品を展示し、一度に多くの方が来館されるという性質上、美術館の運営サービス業務には、作品保全の看護や来館者の安全でスムーズな案内等、美術館特有の技術と経験が求められる。

京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館は、年間200万人以上の来館者を見込む国内有数の規模を誇る美術館である。また、複数の展覧会が同時に開催され、パブリックエリアが広く、出入口が複数個所あるなど、他の美術館に比べ、更に高度な技術と経験が求められる。本業務の仕様に定める受託業務を遂行し、より満足度の高いサービスを提供するためには、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適さないため、プロポーザル方式により選定したサントリーパブリシティサービスと随意契約。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市京セラ美術館（京都市美術館）等清掃業務

2 担当所属名

文化市民局美術館

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区烏丸通四条上る筈町691 りそな京都ビル9階
日本管財株式会社

6 契約金額（税込み）

32,907,600円

7 契約内容

京都市京セラ美術館（京都市美術館）に係る清掃業務を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

再整備後のリニューアルオープンに伴い、展示室の充実に加え、光の広間、京セラスクエアなどイベント等の用に供される施設が増加したことから、これらの施設を維持するための清掃技術や十分な人員配置、建物本体や展示室内の美術品などの重要文化財の保全に細心の注意を払った丁寧な清掃が必要となり、また、国内外から訪れる来館者に対する高いホスピタリティを持った清掃員の配置等が求められているところ、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比較したうえで最も優れた者を選定するべきであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市京セラ美術館（京都市美術館）日本庭園他維持管理業務

2 担当所属名

文化市民局美術館

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市北区鷹峯土天井町41
株式会社川勝造園

6 契約金額（税込み）

22,515,256円

7 契約内容

京都市京セラ美術館（京都市美術館）の日本庭園等の維持管理を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市京セラ美術館（京都市美術館）には、芝生や施設を囲む生垣、松や杉などの高木など、美しい緑が溢れしており、とりわけ、七代目小川治兵衛が作庭に関わったとされる日本庭園は、季節を彩る桜や紅葉が咲き誇り、国内外から多くの来館者が訪れる場所となっている。

これらの維持管理には、岡崎地域の美しい景観との調和に配慮した剪定等の技術が必要となるほか、国内外から訪れる来館者に対する高いホスピタリティを持った作業員の配置等が求められており、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比較したうえで最も優れた者を選定するべきであるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館事業推進業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館
- 3 契約締結日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町 645
株式会社長谷ビル
- 6 契約金額（税込み）
69,800,000 円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館事業推進業務
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務の遂行に当たっては、美術館運営に対する高い専門性と十分な実施体制が求められるため、単に見積金額のみで判断するのではなく、具体的な提案内容や配置人員等を総合的に比較して最も優れた者を決定する必要がある。そのため、契約の相手方の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用したところ、2 社からの応募があり、書類審査及びヒアリング審査の結果、当該事業者を契約の相手方として選定したものである。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ザ・トライアングル企画・運営業務委託

2 担当所属名

文化市民局美術館

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下ル山伏山町546番地2 京都芸術センター内
公益財団法人京都市芸術文化協会

6 契約金額（税込み）

10,000,000円

7 契約内容

ザ・トライアングル企画・運営業務委託

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市京セラ美術館では、リニューアル後、北西の展示スペースをザ・トライアングルと名付け、京都にゆかりのある若手新進現代作家の作品を展示している。「作家・美術館・鑑賞者」を三角で結び、つながりを深める企画展示となるよう、展示会シリーズの名称には、スペースの名称である「ザ・トライアングル」を冠して開催している。

今年度については、若手新進現代作家の展示会の経験を当館学芸員に蓄積するため、若手現代作家への支援や、現代アートの展覧会を多数手掛けている公的機関と連携を検討し、若手現代作家、特に京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及び情報収集能力を有し、事業趣旨を理解したうえで、展示会の作家選定を含む企画業務と運営業務を実施できる団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体（約230団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している公益財団法人京都市芸術文化協会以外に見当たらないことから、同協会と随意契約を締結するもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京都市動物園植栽管理業務委託

2 担当所属名

文化市民局動物園総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区静市市原町1081-37

井上修造園

6 契約金額（税込み）

7,920,000円

7 契約内容

(1) 件 名 令和7年度京都市動物園植栽管理業務委託

(2) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

ア 動物園の植栽計画の立案・実施

イ 植栽の維持管理業務

ウ その他付帯する業務全般。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、単に植栽の剪定や伐採を実施するだけでなく、京都の森をはじめとする整備施設のコンセプトに基づいた植栽管理計画を策定し、必要な植樹等を実施する必要がある。加えて、来園者の踏圧により樹木や芝生が枯死するなど、職員の管理では植栽が維持できないといった問題が発生しており、これらの問題解決に当たっては、専門的な知識に基づく計画的な維持管理を実施する必要がある。

このため、契約の相手方の選定に当たっては、契約の相手方の専門的知識・経験・技術、考え方が大きく結果に影響されるため、必ずしも契約価格に比例しない。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

業者選定プロポーザルの結果に基づき契約するため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度都市ガスの供給（京都市動物園）

2 担当所属名

文化市民局動物園総務課

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号

大阪ガス株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 11,188,217円

7 契約内容

(1) 件 名 (単価契約) 令和7年度都市ガスの供給（京都市動物園）

(2) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容 ガスの供給

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和7年度のガス供給について、契約課に入札依頼をしたが応札無しで不成立となったため、見積合わせ及び価格交渉を実施のうえ、大阪ガス株式会社から調達することとした。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号前段に該当）

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号前段

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

見積合わせ及び価格交渉を実施のうえ、大阪ガス株式会社から調達することとした。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町 77
樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
106,788,000 円
- 7 契約内容
世界遺産に相応しい二条城の景観を維持保全していくため、庭園や植栽等に係る維持管理業務を行うものである。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
作庭年代の違う 3 庭園（特別名勝二之丸庭園・本丸庭園・清流園）や城内外縁部の樹林地等において、建造物と調和した場所毎の景観を考慮しつつ、二条城全体の空間を一体として捉えた適切な樹木の維持管理と、二条城の自然資産である樹木を活かしたプログラムの提案を条件としたプロポーザルにおいて技術提案及び書類審査を実施した結果、細やかな造園技術を駆使した提案がなされ、合計点が 60 点以上の評価を得た者のなかで最も高い評価を得たため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城外堀周辺樹木等維持管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草大龜谷西久宝寺45
村岸造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
20,449,000 円
- 7 契約内容
二条城外堀周辺の良好な景観を維持保全していくため、外堀周辺の樹木等の維持管理業務を行うものである。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城外堀周辺は、石垣、堀、樹木（主にマツ）で構成される水辺の景観を有し、来城者や周辺住民など多くの方が利用し目にする、二条城の顔ともいえる立地であることを踏まえ、良好な外周景観の維持保全と景観向上のための取組を条件としたプロポーザルにおいて、技術提案及び書類審査を実施した結果、マツ特有の手入れに対する適切で細やかな造園技術を駆使した提案がなされ、合計点が 60 点以上の評価を得た者のなかで最も高い評価を得たため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「世界遺産・二条城ウェディング」企画運営業務

2 担当所属名

文化市民局元離宮二条城事務所

3 契約締結日

令和7年8月26日

4 履行期間

契約締結日から令和10年12月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京上合町57番地
株式会社タガヤ

6 契約金額（税込み）

(予定総額) 74,250,000円

7 契約内容

日本全国及び海外から、世界遺産二条城において挙式を希望する人を広く募集し、宮家・武家の伝統や二条城の歴史を踏まえた、京都らしい結婚式を執り行う。また、結婚式の前撮り写真その他記念日写真等の撮影を行い、二条城の歴史的価値・魅力を幅広く発信するとともに、世界遺産及び文化財の大切さをアピールすることにより、更なる集客を図るもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

二条城は、世界文化遺産、国指定の史跡であるとともに、京都を代表する文化観光施設である。

本事業の企画、運営を行うに当たっては、婚礼サービスの専門的な知識や能力、これまでの経験に基づくノウハウ等に加え、挙式希望者や参列者等に対する満足度の高いサービスの提供及び文化財に対する高い見識等が求められるため、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者の婚礼事業に係る実績や体制、婚礼サービスに関するアイデア、日本の文化や二条城に対する見識（歴史性、文化財保護に対する認識、京都市の公の施設に対する認識等）などを比較して最も優れた者を決定する必要がある。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適していないため、候補者を広く募集し、各候補者の事業提案を総合評価（プロポーザル）方式により選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度 重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画のうち、31面の保存修理業務

2 担当所属名

文化市民局元離宮二条城事務所

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町445番地 日宝烏丸ビル2F 1・2号
一般社団法人国宝修理装こう師連盟

6 契約金額（税込み）

105,540,800円

7 契約内容

国指定重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画のうち31面の保存修理を行う。（国庫補助事業）

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行にあたっては、当該障壁画の現状及び修理方法を熟知しているとともに、国が指定・登録・選定した文化財等（以下、「国指定文化財」という。）の修理に関する十分な知識と、乾式肌上げ法と呼ばれる表具技術など高度の専門的な技術力を有していることが必要である。

また、当該障壁画は954面（附62面）という多数に及ぶが、御殿障壁画として一体のものであり、文化財としての価値を保持していくためには、適正な環境の下で一貫した修理を行う必要がある。そのためには、前年度までの修理との継続性が重要であり、1年間に31面という多数に及ぶ障壁画の修理を、同じ場所において同時並行で行う必要がある。

当該委託先は、昭和34年に国指定文化財を修理していた7工房の代表者が参集し、装潢技術の向上を図ることを目的として設立され、令和7年3月1日現在は10工房で、133名の保存技術者がいる。平成7年には文化庁から選定保存技術の保存団体として認定され、これまでに高度な修理技術を必要とする高松塚古墳の国宝修理など、2,000件以上の国指定文化財の修理の実績がある。

このように高度な技術力を保持し、多数の文化財を適正な環境の下において、同時並行で修理する能力を有しているのは当該委託先のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度 二条城二之丸御殿障壁画模写制作

2 担当所属名

文化市民局元離宮二条城事務所

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月2日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区鳴滝本町69番地の2
有限会社 川面美術研究所

6 契約金額（税込み）

18,977,200円

7 契約内容

二条城二之丸御殿障壁画（1,061面）のうち、遠侍5面と白書院1面、計6面の模写制作を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

二条城の障壁画模写事業については、事業開始時に文化庁から国宝建造物である二之丸御殿に相応しい模写画との嵌め替えを行うように指導を受けたため、古色復元模写と呼ばれる特殊な技法によって行うこととなった。また、障壁画は各部屋全体にわたって描かれているため、制作技法の著しい変更は御殿に嵌め替えた時に違和感を生じるため、絵具や本紙などの原材料はもちろん模写技術の技量も同等水準を保つ必要がある。

川面美術研究所は、文化財建造物の彩色や歴史的絵画の復元に実績があり、文化財の修復技術や復元調査など模写制作に必要な特殊技能を有する技術者も所属している。また、二条城の古色復元模写に事業開始当初から携わっている画家を有し、スタッフの技術力が優秀で、古色復元模写の実績を持つ団体は川面美術研究所において他になく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、川面美術研究所と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

重要文化財（建造物）二条城二の丸御殿台所及び二の丸御殿御清所耐震調査診断等業務委託

2 担当所属名

文化市民局元離宮二条城事務所

3 契約締結日

（当 初）令和7年6月30日

（変更後）令和7年9月26日

4 履行期間

令和7年7月1日から令和9年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

株式会社日建設計

6 契約金額（税込み）

（当 初）47,289,000円

（変更後）48,787,200円

7 契約内容

重要文化財（建造物）二条城二の丸御殿台所及び二の丸御殿御清所の耐震調査診断等を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（当初）本業務の受注者には、文化財の保存活用のための十分な見識を有すること等が求められることから、価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づきプロポーザルにより事業者選定を行った。

（変更）耐震性能判定等の進め方を検討する中で、元離宮二条城事務所保存整備委員会建造物部会委員の意見を踏まえ、調査対象の柱それぞれの縦弾性係数（変形しにくさ）を詳細に把握する必要が出たため。耐震性能判定等の進め方を検討する中で、「診断基準に基づいた補強計画案作成、補強効果の確認」を部分的に令和7年度に前倒して実施することで、全体を円滑に進められることが判明したため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

選定に際し、提出書類・ヒアリング結果に対し、評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者とした。

随意契約締結結果報告書

1 件名

国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託

2 担当所属名

文化市民局元離宮二条城事務所

3 契約締結日

（当 初）令和6年8月26日

（変更①）令和6年10月10日

（変更後）令和7年7月18日

4 履行期間

（当 初）令和6年8月27日から令和7年8月31日まで

（変更後）令和6年8月27日から令和7年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区壬生賀陽御所町三番地の1

株式会社竹中工務店

6 契約金額（税込み）

（当 初）79,900,000円

（変更①）88,440,000円

（変更後）92,070,000円

7 契約内容

国宝（建造物）二条城二之丸御殿8棟保存修理工事等基本計画の策定を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

耐震診断計画業務で柱の強度を推定する非破壊調査等を契約内容に追加したことによる委託料の増額及び、内容追加に伴い履行期間を8月31日から10月31日に延長する必要が生じたため。

9 根拠法令

■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により公募を行ったところ当該事業者から応募があり、実施要領等に定める審査基準により評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

電力（高圧）の供給

2 担当所属名

文化市民局元離宮二条城事務所

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

関西電力株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）14,900,490円

7 契約内容

令和7年度に城内で使用する高圧電力を供給するもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

令和7年度二条城高圧電力の供給契約について、契約課を通じて入札を行ったところ、参加業者がなく、入札が不成立となった。再入札では新年度の電力調達に間に合わないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

令和6年度から関西電力株式会社と契約しており、上記8の入札不成立を受けて、自動継続という形で、令和7年度も引き続き同社と契約することとなったため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業並びに関連ソフトウェアの賃貸借

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年1月1日

4 履行期間

令和7年1月1日～令和11年12月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業委託並びに関連ソフトウェア賃貸借」に係るコンソーシアム

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社JECC

6 契約金額（税込み）

56,063,700円

7 契約内容

戸籍事務で使用する戸籍電算システム端末のリース期間が経過したことから更新を行い、加えて住民記録システムの標準準拠システムへの移行に合わせて、各システムが新規端末で動作する環境の構築・展開作業・環境設定を行うもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市の住記システム及び戸籍システムは日本電気株式会社の提供するパッケージシステムであることから、対象システムの構成を熟知する契約相手方以外の者では実施することができず、契約相手方である株式会社JECCは本件受託作業を関連会社と共同して行うこととしていることから、当該会社を代表とするコンソーシアムと随意契約を行うもの。また、併せて調達するソフトウェアについては、再リースを行うものと、自治体向けの個別ソフトウェアのため、契約相手方から直接リースする以外の販路が存在しないと聞いているものとなる。

※コンソーシアムの代表となる株式会社JECCは、国内の主要なコンピュータ・メーカー6社（富士通・日本電気・日立製作所・東芝・沖電気工業・三菱電機）の共同出資によって誕生したリース会社

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システムサポートセンター業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
戸籍システムサポートセンター業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7,848,720円
- 7 契約内容
戸籍システムの円滑な運用支援を目的として、システムの操作方法や電算化後の戸籍事務に関する問合せに対応するため、戸籍システムサポートセンター業務を委託するもの。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の戸籍システムは、日本電気株式会社が構築したREPROS-Xを使用していること及びREPROS-Xの操作方法及び問合せに対応できるサポートセンターを設置している業者が、株式会社IRCデータ・プロ・テクニカ以外にないことから、両社で形成されるコンソーシアムを相手方とする。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム運用保守業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日～令和8年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
戸籍システム運用保守業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
12,845,250円
- 7 契約内容
戸籍電算システムの安定的な稼働を確保するため、開発業者（日本電気株式会社）を代表とするコンソーシアムに運用保守業務の委託を行うもの。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェア（R E P R O S - X）を基に構築されていることから、安定的な保守業務を行うことができるのは、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。
なお、日本電気株式会社は、N E C ソリューションイノベータ株式会社と共同して契約を履行するとしていることから、日本電気株式会社及びN E C ソリューションイノベータ株式会社で形成されるコンソーシアムを契約相手方とする。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システムパッケージ保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日～令和8年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
21,836,650円
- 7 契約内容
京都市が運用する戸籍電算システムについては、標準搭載されているパッケージプログラムを適宜に更新（機能強化）し、法改正・仕様書改訂への対応及び不具合修正等を行う必要があるため、パッケージ開発業者との保守業務の委託を行うもの。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市の戸籍システムは、日本電気株式会社が構築したR E P R O S - X を使用しており、当該プログラムの機能強化等の作業を実施できるのは、開発元である同社に限られるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍電算システムの機器の賃貸借
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日～令和8年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
株式会社 J E C C
- 6 契約金額（税込み）
12,122,000 円
- 7 契約内容
戸籍事務で使用する戸籍電算システム用機器及び端末を賃貸借するもの。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在使用している戸籍電算システム用の機器（サーバ、端末、周辺機器）のリース契約は、令和7年3月末で終了するが、サーバーについては、令和8年1月1日に戸籍電算システムがガバメントクラウド上に移行するため、それまでの期間は新たなサーバーを調達するよりも現行機を引き続き使用することが経済的であり、かつ現実的であることから、現サーバー及び関連機器の賃貸借契約の相手方である株式会社 J E C C と賃貸借契約を締結するもの。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度住民記録システム振り仮名法改正対応業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日～令和7年7月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「令和7年度住民記録システム振り仮名法改正対応業務委託」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

21,574,520円

7 契約内容

戸籍法及び住民基本台帳法の改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5年6月9日に施行され、住民票等の記載事項に戸籍に記載された氏名の振り仮名を追加することとなったため（令和7年5月26日施行）、住民記録システムについて、各機能で公証振り仮名項目を取り扱うための改修、公証登録用の振り仮名項目を画面に追加、公証登録用の振り仮名項目を帳票に追加、公証用の振り仮名を取り扱うための項目と制御コードを追加等の改修を行うもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市の住民記録システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを基に構築されており、システム改修・パッケージの機能強化を行うことができるには、本パッケージシステム開発業者である同社及び関連会社に限られるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
43,259,700円
- 7 契約内容
住民記録システム及び印鑑登録システムの保守について、安定的な稼働を確保するため、同システムの開発業者（日本電気株式会社）を代表者とする住民記録システム及び印鑑登録システムの運用保守に係るコンソーシアムに委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和7年1月から導入した住民記録及び印鑑登録システムは、日本電気株式会社（NEC）製のパッケージシステムである。安定的かつ確実な保守業務を行えるのは、当該システムに関する著作権を有し、技術的知識を独占的に構築しているNECとその関連会社に限られることから、随意契約を行う。なお、NECは本件受託作業を関連会社と共同して行うとしていることから、NECを代表とするコンソーシアム（「住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託」に係るコンソーシアム）と契約を締結する。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民窓口システム用機器に係るＳＥサポート
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「市民窓口システム用機器に係るＳＥサポート」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
9,900,000円
- 7 契約内容
市民窓口システム用機器に係るＳＥサポートについて、委託するもの。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民窓口システム（住民基本台帳事務用システム）は、京都市独自の仕様によるシステムであることから、当該システムの保守管理を行うことができ、また、障害時に迅速に対応できる業者は、システムの開発元であり、仕様等に関して十分な知識及び技術を有する契約相手方に限られることから契約相手方と随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
証明書コンビニ交付システム保守業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
証明書コンビニ交付システム保守に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7, 893, 600円
- 7 契約内容
証明書コンビニ交付システムの保守について、安定的な稼働を確保するため、同システムの開発業者（日本電気株式会社）を代表者とする証明書コンビニ交付システム保守に係るコンソーシアムに委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
証明書コンビニ交付システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを利用して構築されていることから、安定的かつ確実な保守業務を行える業者は、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。なお、日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社と共同で契約を履行することから、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社とで形成されるコンソーシアムを契約相手方とするもの。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

戸籍の氏名への振り仮名の記載に係る機器の賃貸借

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年5月14日

4 履行期間

令和7年7月1日～令和8年6月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「戸籍の氏名への振り仮名の記載」に係るコンソーシアム

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社 JECC

6 契約金額（税込み）

37,862,880円

7 契約内容

京都市に本籍を置く全ての者に対して、戸籍の附票システムから住民基本台帳ネットワークシステムを介して取得をする仮の振り仮名を通知し、届出のあった振り仮名について戸籍電算システムに記録する必要があるが、対象者数が膨大であるため（戸籍人口 約148万人）、既存の端末数では不足することから、受理地分の届出を処理する各区役所・支所に10台、送付地分を処理する戸籍事務センターに10台、それぞれ賃貸借により増設するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約は既存の戸籍電算システムの端末を増設するものであり、端末の設定作業については、京都市の戸籍電算システムの仕様に精通した者でなければ実施できない。戸籍電算システム自体は、広く他都市でも使われているが、京都市においては日本電気株式会社が京都市独自用として開発したパッケージシステムを利用しておらず、当該システム開発時に、京都市との間で、システムの根幹となる情報を非公開とする内容等を定めた「パッケージ使用許諾書」を取り交わしていることから、既存の戸籍電算システムの端末賃貸借契約の相手方である株式会社 JECCを代表とするコンソーシアムと賃貸借契約を締結するもの。

※コンソーシアムの代表となる株式会社JECCは、国内の主要なコンピュータ・メーカー6社（富士通・日本電気・日立製作所・東芝・沖電気工業・三菱電機）の共同出資によって誕生したリース会社

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

戸籍システムの標準化移行に伴う端末設定変更作業

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年6月27日

4 履行期間

令和7年1月1日～令和8年1月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「戸籍システムの標準化移行に伴う端末設定変更作業業務委託」に係るコンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

日本電気株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

71,468,485円

7 契約内容

戸籍及び戸籍附票システムを国の定める標準準拠システムへの移行に付随し、標準仕様の実装必須機能として定められている2要素認証（生体認証+知識認証）システム（SmartON認証）に対応するため、戸籍システムの標準化移行に伴う端末設定変更作業を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市の基幹系サーバには日本電気株式会社がライセンスを取得したSmartONのアプリケーションが導入されており、共通基盤としてデジタル戦略化推進室が環境構築を進めている。また、指紋認証端末機器は令和6年の戸籍事務内連携（広域交付など）対応の際に日本電気株式会社から購入済みである。よって本件委託を日本電気株式会社と契約する場合、京都市は、SmartONの端末用ライセンス料（328台分、2,056,560円）と月額保守料（別途契約予定）のみを負担することで導入でき、各種保守業務も併せて円滑に行うことができる。

仮に他業者と契約する場合、契約した業者がサーバ用のライセンスを新たに取得する必要があるため、サーバライセンス料相当額（本市の自己負担部分）が発生し、京都市側においても環境構築作業を再度行う業務負担が生じることが見込まれる。また、他業者から運用サポートの提供を受ける場合、体制の再構築・整備が必要となり、サポート主体が一元化されていない場合、トラブル対応時に時間を要し、混乱が生じる原因になるなど、著しい支障が生じることが予想され、地方特例政令第11条第1項第2号に該当することから、契約相手方と随意契約するもの。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

戸籍の振り仮名記載事業に関するコールセンター業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年7月1日

4 履行期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル
株式会社ワン・ワールド

6 契約金額（税込み）

19,049,987円

7 契約内容

戸籍法の改正（令和7年5月26日施行）により実施される全国民の戸籍への振り仮名記載に伴い、広く市民からの問い合わせに応対する業務を委託するもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

円滑な業務遂行にあたり、通年にわたり万全の体制を維持する必要があるところ、本契約相手方事業者は、本業務の実施予定地である北区役所において、区役所・支所代表電話交換業務を受託しているため、市役所の組織、各種窓口の体制に習熟しており、電話応対のノウハウも豊富に蓄積されている。また、電話交換業務経験者によるOJTや、病気療養で欠員が出た際の人員の補充など、既存の電話交換業務が本業務をバックアップすることで、よりスムーズで強靭な事業遂行体制の構築が期待できる。加えて、他事業者の事業費見積もりとも比較したところ、同一建物内で事業を実施することによる一定の経費削減効果が見込まれる。これら要素を勘案した結果、本契約相手方事業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
コンビニ交付システムの戸籍システム標準化に伴う対応業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年9月1日
- 4 履行期間
令和7年9月1日～令和8年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「コンビニ交付システムの戸籍システム標準化に伴う対応業務委託」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7, 117, 220円
- 7 契約内容
戸籍システムの標準準拠システムへの移行に対応するため、コンビニ交付システムにおいて、令和7年度中に必要な作業を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
証明書コンビニ交付システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを利用して構築されていることから、安定的かつ確実な保守業務を行える業者は、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。なお、日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社と共同で契約を履行することから、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社とで形成されるコンソーシアムを契約相手方とするもの。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市区役所・支所における行政キオスク端末案内等業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和7年4月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル46階
株式会社エイジェック

6 契約金額（税込み）

9,066,601円

7 契約内容

令和6年10月に各区役所・支所に、コンビニ店舗等と同等の手数料で証明書を発行できる行政キオスク端末を設置しているが、本業務受託者が操作方法等を支援することで、デジタルデバイドに起因する機会損失を防ぐとともに、次回以降のコンビニ店舗等での証明書発行につなげる。

さらに、コンビニ店舗等での証明書発行が促進されることにより、職員窓口での証明書発行減少による窓口の混雑緩和に繋がることから、証明書発行以外の目的で来庁された方の利便性向上を図るため、行政キオスク端末の操作支援のほか、来庁者への聞き取り・誘導などの業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

行政キオスク端末案内等業務委託は、令和6年10月1日～令和7年3月31日を委託期間として行ってきた。

令和7年度以降は、各区役所・支所戸籍住民担当のフロントヤード業務の充実として、行政キオスク端末の操作支援に加え、同担当の記載台付近でアナログ（紙での申請）・デジタル（オンライン申請等）両方の手続申請の支援に総合的に対応するよう委託範囲を拡大する。

拡大した業務は、戸籍住民担当職員又は行政キオスク端末案内等業務委託の委託事業者から令和7年4月中を準備期間として、引継ぎを受けたうえで実施する。

一方、行政キオスク端末は4月中も稼働しており、切れ目なく案内員による案内を継続し、行政キオスク端末やコンビニ交付への利用につなげていく必要があるほか、行政キオスク端末で収納した手数料等に係る金銭の取扱いも日々発生する。これらの業務を確実に実施するに当たっては、委託業者との契約により体制を確保する必要がある。

令和7年3月31日までを委託期間としている行政キオスク端末案内等業務委託について、戸籍

住民担当の繁忙期も含む上記の準備期間に円滑に実施でき、かつ、令和7年度以降のフロントヤード業務委託の受託業者に漏れなく引継ぎを行うことができる事業者は、現在、行政キオスク端末案内等業務委託を受託している株式会社エイジェックのみであるため。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
証明書交付対応行政キオスク端末保守サービス等業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府八尾市北龜井町三丁目1番72号
シャープマーケティングジャパン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,336,000円
- 7 契約内容
令和 6 年 10 月から各区・支所に導入している行政キオスク端末の保守等に係る業務を委託するもの。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
特定の 1 者でなければ提供できない役務に係る契約であるため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号
- 10 契約の相手方の選定理由
行政キオスク端末は、令和 6 年度に競争入札により決定したシャープマーケティングジャパン株式会社の行政キオスク端末を導入（購入）しており、保守を行える事業者は同社のみであるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市区役所ホームページのユーザビリティ向上等に係る業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年5月1日
- 4 履行期間
令和7年5月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通松原上ル東側
キシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,848,500円
- 7 契約内容
現在、公開中の区役所ホームページについて、閲覧環境の多様化等に対応するため、デザインの見直しや既存コンテンツの整理等により、スマートフォンからも見やすくするなどユーザビリティの高いホームページを実現し、市民の経済的、時間的負担の軽減を図るため、区役所ホームページの現状調査・分析やデザイン等改善方針の提案、デザインテンプレートの制作、ナビゲーション設計・作成等の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
既存の機械設備、情報システム等と連接した設備、情報システム等の整備等で、既存の設備、システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、契約の相手方が特定されるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
本委託業務の対象となる京都市区役所ホームページについては、京都市の公式ホームページである京都市情報館の一部である。
区役所ホームページの調査について、区役所ホームページへのアクセス傾向を取得するための計

測コードの実装は、現在「京都市ホームページ作成支援システム」保守に係る一連の業務委託を行っているキヌテム株式会社しか実施ができないため。

また、区役所ホームページの改修について、現在「京都市ホームページ作成支援システム」保守に係る一連の業務委託を行っているキヌテム株式会社が実施しなければ、京都市情報館全体での円滑な運用に支障をきたすおそれがあるため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市自動音声応答（ＩＶＲ）電話サービス利用及び運用保守業務

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年5月30日

4 履行期間

令和7年6月1日から令和10年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号
株式会社グラファー

6 契約金額（税込み）

（予定総額） 84,246,043円

7 契約内容

自動音声応答（ＩＶＲ）電話サービス（多数の着信への同時の対応、定型的な回答が可能な問合せに対しての自動音声での案内やSMS（ショートメッセージサービス）の送信、代表電話番号から問合せ内容を所管する所属の電話番号への電話の転送等を自動的に行うサービス）の提供及び保守運用

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

効果的かつ効率的な目的達成に向け、（実証実験における経過を踏まえ、）価格の多寡だけでなく操作性、保守や運用支援の体制等も評価する必要があるため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないことから、本事業に係る公募型プロポーザル方式により選定した株式会社グラファーと契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市戸籍事務センター運営業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年8月18日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番6号
アトラス情報サービス株式会社

6 契約金額（税込み）

289,280,200円

7 契約内容

令和6年8月に開設した戸籍事務センターの業務は、定型性が高い一方で、戸籍事務に関する専門的な知見等を積み上げることによって正確性が担保されることとなるため、民間事業者による創意工夫や柔軟な体制の構築の余地が大きいものと考えられることから、センターの運営業務に引き続き民間活力を導入することで、持続可能な行財政運営に向けて効率的な執行体制を継続していくこうとするもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

戸籍届出に係る業務は、迅速かつ確実な事務処理を必要とし、また、業務の性質上、高度かつ多数の個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識に基づき業務を遂行しなければならない。さらに戸籍事務は、氏名に使用可能な文字の知識や、法で定められている要件が守られているか、届書ごとに異なる添付文書がすべて提出されているかといった事項を確認し、届書に基づく戸籍の記載が正しく行われるように個々の事案ごとに届書を受理した市区町村に聞き取りを行うなど、多種多様な対応が求められることから、戸籍制度全般の深い知識に基づいた対応が求められる。

このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないことから、本事業に係る公募型プロポーザル方式により選定したアトラス情報サービス株式会社と契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市役所証明書発行コーナー窓口業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年1月17日
- 4 履行期間
契約締結日から令和7年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル46階
株式会社エイジェック
- 6 契約金額（税込み）
32,947,420円
- 7 契約内容
市役所証明書発行コーナーにおける軽易かつ定型的な業務に民間委託を導入し、業務量に応じた効率的な運営体制を構築することにより、職員体制の効率化を図る。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
業務内容が契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れることから、契約の相手方の企画の内容、運営方法等について比較したうえで選定する必要がある。
このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないことから、本事業に係る公募型プロポーザル方式により選定した株式会社エイジェックと契約するものである。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市区役所・支所市民窓口課のフロントヤード業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年3月25日

4 履行期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 新宿センタービル46階

株式会社エイジェック

6 契約金額（税込み）

571,098,000円

7 契約内容

丁寧で質の高い市民サービスの向上・業務効率化を引き続き実現していくため、フロントヤード業務（手続・届出等の申請書の記載補助、各種証明書が発行できる行政キオスク端末案内、コンビニ交付・オンライン手続（スマート申請・転出届のオンライン申請）の説明、一般的な庁舎案内、スマートフォン操作支援、マイナポータル操作支援等のデジタルデバイド対策や地域活動の紹介チラシの配布など、地域コミュニティ活性化に資する業務）を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務内容が契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れることから、契約の相手方の企画の内容、運営方法等について比較したうえで選定する必要がある。

このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないことから、本事業に係る公募型プロポーザル方式により選定した株式会社エイジェックと契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度（4月から6月まで）市民しんぶん等配布委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和7年6月30日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区吉祥院長田町3-2

株式会社デリバリーサービス

6 契約金額（税込み）

（予定総額）13,350,843円

7 契約内容

広報物（市民しんぶん全市版・区民版、ポスター、パンフレット、チラシ、選挙公報）を市政協力委員へ配布する業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市政協力委員の改選時期（4～6月）には、市民しんぶん等受渡時にも配送先の変更や受渡方法の指示等が頻繁に行われるため、配布業者にも柔軟な対応が求められる。業務に不慣れな新規の業者では、市政協力委員とのトラブルや市民しんぶんの配達を発行日までに完了できない等のケースが発生する恐れがあることから、配達業務が混乱する可能性のある市政協力委員の改選時期においては、業務に精通している令和6年度配達委託業者と契約する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

令和6年度の配達委託業者であり、業務に精通しているため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市証明郵送サービスセンター住基・戸籍システム共用機器一式賃貸借

2 担当所属名

文化市民局 地域自治推進室（証明郵送サービスセンター）

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

京都市証明郵送サービスセンター住基・戸籍システム共用機器一式賃貸借に係る
コンソーシアム

代表者 株式会社 J E C C

6 契約金額（税込み）

5,088,600円

7 契約内容

証明郵送サービスセンターに設置する住基・戸籍共用機器一式について前年度までの賃貸借期間満了のため、賃貸借（再リース）を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の各種機能は、リースを受けている各機器及び制御ソフトウェアから提供されており、これらが確実に維持されなければ、システムの安定稼動に支障が生じ、ひいては市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼動を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したリース契約を締結する必要がある。

株式会社 J E C C は、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータメーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のリース会社であり、本市の仕様を

満たすリースサービスを提供できる唯一の企業である。

よって、株式会社 J E C C に加え、システムの開発者である日本電気株式会社と機器の保守を担当する N E C フィールディング株式会社から成るコンソーシアムを契約の相手方として選定する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市戸籍事務センター運営業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

(当 初) 令和6年5月31日

(変更後) 令和7年6月1日

4 履行期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区芝浦3丁目4-1

パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

※ 令和6年10月1日付で、パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO事業本部（大阪市北区）
が、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社（東京都港区）に統合された。

6 契約金額（税込み）

(当 初) 102,256,000円

(変更後) 126,236,000円

7 契約内容

これまで婚姻等の戸籍届書は本籍地の市区町村に郵送（市内の他区戸籍届書は文書交換）されて
いたところ、国で新たに構築された戸籍情報連携システム上でデータ連携が可能となったことに伴
い、業務プロセスの見直しにより本籍地以外の市区町村にて受理した戸籍届書について、データ連
携された後の送付地としてのシステム処理等を集約及び委託化することで、効率的な業務遂行の実
現に向けたセンターを開設。

当該センターの業務は、定型性が高い一方で、戸籍事務に関する専門的な知見等を積み上げること
によって正確性が担保されることとなるため、民間事業者による創意工夫や柔軟な体制の構築の
余地が大きいものと考えられることから、センターの運営業務について民間活力を導入することで、
持続可能な行政運営に向けた効率的な執行体制を構築していくとするもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件契約は、京都市戸籍事務センターの運営業務委託に関するものだが、戸籍法一部改正に
伴い、令和7年5月26日から氏及び名の振り仮名（以下「振り仮名」という。）が戸籍の記載
事項に追加され、届出が可能となる。

これに伴い、令和7年7月以降、本市を本籍地としている者に対し振り仮名の確認及び届出
を促す通知を発送することから、他の市区町村にて受理した振り仮名に関する戸籍への記載等

の処理が新たに追加となり、それに伴い処理件数が大幅に増加するため、委託料の増額が必要となるもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市戸籍事務センター運営業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年8月18日

4 履行期間

契約締結日翌日から令和10年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市中央区北浜3丁目1番6号

アトラス情報サービス株式会社

6 契約金額（税込み）

289,280,200円

7 契約内容

これまで婚姻等の戸籍届書は本籍地の市区町村に郵送（市内の他区戸籍届書は文書交換）されていたところ、国で新たに構築された戸籍情報連携システム上でデータ連携が可能となったことに伴い、業務プロセスの見直しにより本籍地以外の市区町村にて受理した戸籍届書について、データ連携された後の送付地としてのシステム処理等を集約及び委託化することで、効率的な業務遂行の実現に向けたセンターを開設。

当該センターの業務は、定型性が高い一方で、戸籍事務に関する専門的な知見等を積み上げることによって正確性が担保されることとなるため、民間事業者による創意工夫や柔軟な体制の構築の余地が大きいものと考えられることから、センターの運営業務について民間活力を導入することで、持続可能な行財政運営に向けた効率的な執行体制を構築していくとするもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、迅速かつ確実な事務処理を必要とし、また、業務の性質上、高度かつ多数の個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識に基づき業務を遂行しなければならない。さらに戸籍事務は、氏名に使用可能な文字の知識や、法で定められている要件が守られているか、届書ごとに異なる添付文書がすべて提出されているかといった事項を確認し、届書に基づく戸籍の記載が正しく行われるように個々の事案ごとに届書を受理した市区町村に聞き取りを行うなど、多種多様な対応が求められることから、戸籍制度全般の深い知識に基づいた対応が求められる。

このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないことから、本事業に係る公募型プロポーザル方式により選定したアトラス情報サービス株式会社と契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市マイナンバーカード交付関連業務（区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー及びマイナンバーカードセンター）委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社

6 契約金額（税込み）

407,998,800円

7 契約内容

マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、マイナンバーカードの申請を促進するとともに、交付体制を充実させるため、令和3年9月に「京都市マイナンバーカードセンター」を設置し、区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー（13箇所）と併せて、交付等の体制強化を図ってきた。令和6年12月にマイナンバーカードセンターを下京区総合庁舎内（窓口業務）及び右京区総合庁舎内（バックヤード業務）に移転し、移転後は全面予約制で窓口を運営しており、業務の繁閑に応じた、より効率的な運営体制を構築し、業務を円滑に実施するため、マイナンバーカード交付等の窓口業務を委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

契約の相手方については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したキャリアリンク株式会社と契約する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京都市マイナンバーカード交付関連業務（右京区カード交付コーナー及び地域自治推進室（分室））委託について

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区新宿4丁目3番17号 FORECAST新宿SOUTH7階
株式会社 ウィルエージェンシー

6 契約金額（税込み）

165,284,295円

7 契約内容

マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、マイナンバーカードの申請を促進するとともに、交付体制を充実させるため、令和3年9月に「京都市マイナンバーカードセンター」を設置し、区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー（13箇所）と併せて、交付等の体制強化を図ってきた。令和6年12月にマイナンバーカードセンターを下京区総合庁舎内（窓口業務）及び右京区総合庁舎内（バックヤード業務）に移転し、移転後は全面予約制で窓口を運営しており、業務の繁閑に応じた、より効率的な運営体制を構築し、業務を円滑に実施するため、市民からの問合せ対応やバックヤード業務及びマイナンバーカード交付等の窓口業務の一部を委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

契約の相手方については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定した株式会社 ウィルエージェンシーと契約する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度上半期マイナンバーカード交付等予約受付に係る運営業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年4月1日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝浦3丁目4-1
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
77,961,400円
- 7 契約内容
京都市マイナンバーカードセンター及び各区役所・支所（下京区役所を除く。）において、原則予約制で受付しているマイナンバーカードの交付や電子証明書の更新等を実施について、予約受付に係る一連の業務を委託する。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方式等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社と契約する。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画運営業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社

6 契約金額（税込み）

73,016,900円

7 契約内容

本市では、マイナンバーカードを普及・促進させるため、①職員が公共施設、商業施設、事業所及び、福祉施設等に出向き、申請者の本人確認を行ったうえでマイナンバーカードの申請を受け付け、後日カードを本人に郵送する「マイナンバーカード出張申請窓口」及び②会場では本人確認をせず、申請書の記載等のサポートを実施する「マイナンバーカード申請サポート窓口」を実施しているところである。

また、山間部や福祉施設等の出張窓口の会場に限定して、マイナンバーカードを既に申請しているが、カードを未受取の方（交付通知書及び必要な本人確認書類をお持ちの方に限る。）を対象に、会場で本人確認を行うことで、後日カードを本人に郵送交付する「郵送受取サービス」もあわせて実施しているところである。

本委託契約では、上記の出張窓口等を実施する会場の選定・調整、市民等への広報、当日の会場設営並びに申請受付業務（郵送受取サービス含む。）及び会場でのマイナポータルの手続支援、また、出張窓口にあっては、申請を希望する市民等（市外に住所を有する者も含む。）からの予約受付・問合せ対応等の業務を委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したキャリアリンク株式会社と契約する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市マイナンバーカード交付関連業務(右京区カード交付コーナー及び地域自治推進室(分室))
(追加契約)

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年7月1日

4 履行期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区新宿4-3-17 FORECAST新宿SOUTH7階
株式会社 ウィルエージェンシー

6 契約金額（税込み）

39,679,473円

7 契約内容

令和7年4月1日付けで「京都市マイナンバーカード交付関連業務（右京区カード交付コーナー及び地域自治推進室(分室)）」について、株式会社 ウィルエージェンシーと委託契約を締結している。

令和7年度においては、マイナンバーカード・電子証明書の更新に係る市民からの問合せ件数やバックヤード業務の件数が前年度に比べて増加している状況であり、今後も更なる市民需要の高まりにより、各対応件数が増加する見込みである。

加えて、現在、右京区役所マイナンバーカード交付コーナーの予約が取りづらい状況が続いているため、それを改善するため、予約枠の拡大を予定している。

市民サービスを低下させることなく、円滑に更新手続きに対応していく体制の構築及び右京コーナーの予約枠拡大に対応するために人員増が必要であるため、業務を委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

個人情報の取扱いを含むマイナンバーカードの処理業務において、同一の履行場所において複数の事業者が携わることは、責任の所在が不明確になる等重大なトラブル等を発生させるおそれがあり、現行の指揮命令系統の下、当初契約の事業者と契約することが業務の安定的かつ効率的な実施において最も適切と考えられることから、株式会社 ウィルエージェンシーと随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「令和7年度マイナンバーカード等移送業務」に係る追加業務

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年8月25日

4 履行期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区東塩小路高倉町2番1

日本通運株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

6,253,800円

7 契約内容

「令和7年度マイナンバーカード等移送業務」については、競争入札に付し、令和7年4月1日から「日本通運株式会社京都支店」に業務委託し、木曜日を除く平日週4回の移送を実施しているところである（関連・収受文書「(調達) 令和7年度マイナンバーカード等移送業務」内の仕様書参照）。

本年10月1日以降、市民のマイナンバーカードに係る手続きの需要増加に対応するため、マイナンバーカードセンター及び区役所・支所マイナンバーカード交付コーナーの端末を増設し、予約枠数を増加することを予定している。

これに伴い、カードの移送に係る業務も増加するが、現状の移送回数では、処理が追い付かないため、新たに平日週1回の移送（木曜日に実施）を追加業務として委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

特定個人情報であるマイナンバーカードの移送に複数の事業者が携わることは、責任の所在が不明確になる等重大なトラブル等を発生させるおそれがあり、現行の指揮命令系統の下、当初契約の事業者と契約することが業務の安定的かつ効率的な実施において最も適切と考えられることから、日本通運株式会社京都支店との間で随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市マイナンバーカード交付関連業務（区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー及びマイナンバーカードセンター）委託（追加契約）

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年9月1日

4 履行期間

令和7年9月1日～令和8年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社

6 契約金額（税込み）

116,168,800円

7 契約内容

令和7年4月1日付けで「京都市マイナンバーカード交付関連業務（区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー及びマイナンバーカードセンター）について、キャリアリンク株式会社と委託契約を締結している。

令和7年度においては、マイナンバーカード・電子証明書の更新に係る市民の手続が増加している状況であり、今後も更なる市民需要の高まりにより、対応する手続きの件数が増加する見込みである。

加えて、現在、各区役所・支所の予約が取りづらい状況が続いているため、それを改善するため、マイナンバーカードセンター及び各区役所・支所において、予約枠の拡大を予定している。

市民サービスを低下することなく、円滑に更新手続きに対応していく体制の構築及びマイナンバーカードセンター及び各区・支所の予約枠拡大に対応するために人員増が必要であるため、業務を委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

個人情報の取扱いを含むマイナンバーカードの処理業務において、同一の履行場所において複数の事業者が携わることは、責任の所在が不明確になる等重大なトラブル等を発生させるおそれがあり、現行の指揮命令系統の下、原契約の事業者と契約することが業務の安定的かつ効率的な実施において最も適切と考えられることから、キャリアリンク株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和7年度下半期マイナンバーカード交付等予約受付に係る運営業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年9月16日
- 4 履行期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝浦3丁目4-1
パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
78,988,800円
- 7 契約内容
京都市マイナンバーカードセンター及び各区役所・支所（下京区役所を除く。）において、原則予約制で受付しているマイナンバーカードの交付や電子証明書の更新等の実施について、予約受付に係る一連の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方式等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したパーソルビジネスプロセスデザイン株式会社と契約する。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市マイナンバーセンターの電話設備及び自動音声応答電話サービス（IVR）導入業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年9月24日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区場之町604
NTT西日本株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

6,820,000円

7 契約内容

マイナンバーカード及び電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、京都市マイナンバーカードセンター（以下「センター」という。）への受電件数が増加している中、市民からの問い合わせに円滑に対応するため、自動音声応答サービス（IVR）及びSMSサービスを導入する。導入に当たっては、既存電話設備の設定、新規電話設備の設置、自動音声設定サービス等の設定作業を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

センターの電話機等の通信機器については、右京区役所に設置している既存電話設備を使用しており、西日本電信電話株式会社と契約している。当該設備のまま自動音声サービス等を導入した場合、センターへの受電件数が増加した際に、他部署において架電・受電が出来なくなる。そのため、本業務においては、既存電話設備の機能を損なうことなく、新規電話設備の設置及び自動音声応答電話サービスの導入作業を行うが、契約の目的を達成することができるには、既設設備を設定し保守も担っている同社のみであるため、随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市下京区役所ほか2施設整備工事設計業務委託
ただし、便所改修工事基本設計及び実施設計業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和7年9月29日
- 4 履行期間
令和8年2月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生花井町23番地柴ビル
株式会社みやこ設備設計
- 6 契約金額（税込み）
21,263,000円
- 7 契約内容
中京区役所、下京区役所、洛西支所の便所改修工事基本設計及び実施設計業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したものの入札不調となつたため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本工事については競争入札を実施したものの入札不調となつた。このため、本市公共建築部が5社程度の関係業者に打診したところ、株式会社みやこ設備設計のみが受注可能との回答を得た。
以上のことから、同社と随意契約を締結するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
南区総合庁舎再整備に向けた基礎調査業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和7年4月25日
(変更) 令和7年9月17日
- 4 履行期間
令和8年2月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング12階
株式会社 山下PMC
- 6 契約金額（税込み）
(当初) 44,000,000円
(変更) 44,792,000円
- 7 契約内容
南区総合庁舎再整備に向けた基礎調査
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルによる選定。

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について

2 担当所属名

文化市民局 共生社会推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫野北舟岡町44番地3

特定非営利活動法人 くらしネット21

6 契約金額（税込み）

5,999,400円

7 契約内容

京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」において実施する令和7年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。

- (1) 資料展示業務
- (2) 来館者応対業務
- (3) 歴史的資料等の調査及び収集業務
- (4) 人権研修業務
- (5) 日常管理業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、資料展示、来館者応対及び日常管理業務といった定型的な業務をのみならず、千本地域に関する歴史的資料等の調査・収集、来館者への展示内容の説明や人権研修といった内容も含む。

したがって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題への理解とともに、千本地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行する能力の有無により判断する必要があるところ、千本地域におけるまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組をしている、特定非営利活動法人くらしネット21以外に適当な者がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託

2 担当所属名

文化市民局 共生社会推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区下之町6-3 柳原銀行記念資料館内
柳原銀行記念資料館運営委員会

6 契約金額（税込み）

6,946,000円

7 契約内容

京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」において実施する令和7年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。

- (1) 資料展示業務
- (2) 来館者応対業務
- (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
- (4) 人権研修業務
- (5) 日常管理業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務については、資料展示、来館者応対及び日常管理業務といった定型的な業務はもとより、崇仁地域に関する歴史的資料等の調査・収集・研究や来館者への展示内容の説明や研修等についても、その内容としている。

よって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題についての理解に加え、崇仁地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行できるか否かで判断する必要があるところ、崇仁地域の発展に寄与することを目的に地元で発足された「柳原銀行記念資料館運営委員会」以外に適当な者がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和7年度京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センター業務及び京都市女性のための相談支援センター「みんと」業務

2 担当所属名

文化市民局共生社会推進室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区山ノ内宮脇町9

社会福祉法人宏量福祉会

6 契約金額（税込み）

60,219,000円

7 契約内容

京都市DV相談支援センター業務（相談・支援業務、建物管理、その他業務）

京都市女性のための相談支援センター「みんと」業務（相談・支援業務、その他業務）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務のうち、DVの相談支援業務の実施においては、①DVに関する専門性、②相談の技術、③一時保護・自立支援など、幅広い専門知識が必要不可欠であるほか、支援対象者と相談員の信頼関係を築き、継続的な支援を行っていくことが重要である。更に、「被害者の緊急時の安全の確保」については、母子生活支援施設が、DV被害者の保護から自立支援を進めるための重要な施設となっており、④母子生活支援施設を運営している団体であることが望ましく、委託先の選定に当たっては、これらすべての条件を満たしている必要がある。

契約の相手方である事業者は、母子生活支援施設を運営し、緊急時の安全確保の実績が十分あり、離婚やDV等を理由として入所している母子の人間形成と社会適応を図るため、自立生活の促進に向けた支援や施設退所者の相談その他の援助を実施するなど、DVに関する専門的知識、相談技術及び自立生活の支援に向けた関係機関との連携・調整の能力を有するほか、市内に支援対象者を一時保護するためのシェルターを運営しており、円滑な安全確保の実施が期待できる。

また、「みんと」において、困難な問題を抱える女性支援を実施するに当たっては、支援対象者に対し、相談や同行支援、各種福祉サービスへのつなぎなど包括的な支援を行う相談支援員の役割が

非常に重要であり、福祉施策や女性に関する支援に精通し、女性支援に十分な実績を有する団体への委託が必要不可欠である。また、女性支援においてはDV被害者と同様に緊急時の安全確保が求められるほか、DV相談支援センターで実施しているカウンセリングや法律相談などの支援メニューをこれまで築いてきた関係機関とのネットワーク、支援ノウハウなどを活用し、併せて実施することでより効果的効率的な女性支援が可能になる。当法人は、京都市DV相談支援センター開所時から業務を受託しており、DV被害者支援についての豊富な実績を有する唯一の団体である。

上記のことから、「契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定される」ため、当法人を契約の相手方として選定し、随意契約を行った。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都アクアリーナ真空温水ヒーター整備業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年4月11日

4 履行期間

令和7年4月12日～令和7年11月28日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区太秦和泉式部町12番地
扶桑管工業株式会社

6 契約金額（税込み）

26,950,000円

7 契約内容

京都アクアリーナにおける、真空温水ヒーターの整備及び調査業務。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

2月中旬に京都アクアリーナの真空温水ヒーターが着火動作の工程で不具合が生じ機械が作動しなくなった。指定管理者が応急対応を行い、機械は復旧したがメーカーから老朽化のため、他の箇所を含め修繕が必要な状態であり、いつ故障してもおかしくない状況であるとの報告を受けた。

真空温水ヒーターは、温水を作る機械であり、館内暖房及びプール水温上昇等に関与しているため、故障した場合には施設閉鎖の可能性がある。また、修繕に係る部品等の調達に半年程かかる見込みであることから、4月中に発注しないと冬期の供用に致命的な支障が生じる可能性がある。

以上の理由により、早急に修繕を行う必要があるため、緊急随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

見積合わせの結果最も安価を提示した業者と契約を行った。

随意契約締結結果報告書

1 件名

下鳥羽公園球技場における人工芝等の剥離、譲渡(再利用)支援等業務

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年5月13日

4 履行期間

令和7年5月13日から令和8年3月13日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府東大阪市長田東3-2-7
奥アンツーカ株式会社

6 契約金額（税込み）

18,150,000円

7 契約内容

- (1) 人工芝、人工芝基布及び充填材（ゴムチップ及び珪砂）を剥離すること。
- (2) 譲渡先との日時調整等の譲渡（再利用）に関する支援を行うこと。
- (3) (2)で発生した余剰分について、産業廃棄物として適切に処理すること。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務内容の性質上、主として価格以外の要素において競争させる必要があったため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集し、技術提案書の審査により選定した同社と随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

技術提案書の審査により選定したため

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市横大路運動公園ほか2施設整備工事設計業務委託 ただし、便所改修工事基本設計及び実施設計業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年7月1日

4 履行期間

令和7年7月2日から令和8年1月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区壬生花井町23番地 柴ビル
株式会社みやこ設備設計

6 契約金額（税込み）

19,800,000円

7 契約内容

- (1) 京都市横大路運動公園（体育館）、京都市中央斎場及び京都市武道センターの便所改修工事の基本設計及び実施設計業務
- (2) 上記に伴う電気設備工事及び機械設備工事の基本設計及び実施設計業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

一般競争入札（6/18開札）に付し入札者がなく、すぐに複数の相手方と交渉したが、1社を除き、業務多忙により辞退された。受注可能との申し出があった株式会社みやこ設備設計と随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市体育館（かたおかアリーナ京都）における中央監視装置用リモートユニット更新業務

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年7月30日

4 履行期間

令和7年7月30日から令和7年12月19日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区北浜3丁目6番22号
東テク株式会社

6 契約金額（税込み）

9,564,500円

7 契約内容

設置から20年が経過している中央監視装置が故障した場合、京都市体育館における熱源系統、空調系統、給気・排気系統、消火・排水系統及び受電系統の遠隔操作・監視ができなくなることから、リモートユニットを更新するもの

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

リモートユニットは既設中央監視システムと連動し、熱源系統、空調系統、給気・排気系統、消火・排水系統及び受電系統を一元的に管理する装置であり、各系統の既設機器と密接不可分の関係にある。これらの機能を損なうことなくリモートユニットの更新作業が可能な事業者は、中央監視システム全体の構成を熟知し、これらの保守管理を担っている同社のみであるため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市西京極総合運動公園公衆便所Aほか2棟解体撤去工事設計業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年6月12日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和7年10月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市西京区川島竹園町59 アトリエ・ノマー級建築設計事務所

6 契約金額（税込み）

2,629,000円

7 契約内容

- ・建物3件（公衆便所A、C、D）の解体設計業務
- ・屋外付帯物等解体工事、電気設備解体工事、機械設備解体工事に係る設計業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

入札不調のため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第8号

10 契約の相手方の選定理由

一般競争入札（6/2開札）に付し入札者がなく、すぐに複数の相手方と交渉したが、1社を除き、業務多忙により辞退された。このため、受注可能との申出があった1社であるアトリエ・ノマー級建築設計事務所と随意契約を行った。

随意契約締結結果報告書

1 件名

西京極総合運動公園プール（京都アクリアーナ）の非常用発電機の点検及び整備業務
委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年9月12日

4 履行期間

令和7年9月12日～令和8年3月27日

5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県明石市川崎町1-1
株式会社カワサキマシンシステムズ

6 契約金額（税込み）

18,128,000円

7 契約内容

非常用発電機の点検及び整備

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

非常用発電機においては、株式会社カワサキマシンシステム製であり、機器の機能を損なうことなく当該設備の点検及び整備が可能な事業者は、当該設備を設置し、構成を熟知している同社のみであるため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都アクアリーナ真空温水ヒーター整備業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年9月1日

4 履行期間

令和7年9月2日～令和8年2月13日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区太秦和泉式部町12番地

扶桑管工業株式会社

6 契約金額（税込み）

26,950,000円

7 契約内容

京都アクアリーナにおける、真空温水ヒーターの整備及び調査業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

真空温水ヒーターはプールの水温上昇や館内各部屋の暖房を行うための機器であり、本施設には3機設置している。この3機をローテーションしながら設定温度を確保するよう機能するのが通常の使用状態である。

ただ設置後25年が経過し、小さな故障も多発してきた結果、昨年度は1機が完全に機能停止し2機で運転している状況であったが、2月中旬にもう1機も完全に機能停止することとなった。そのため今年度に1機を早急に更新し、水温上昇等のピークである冬場に2機体制を確保するため、緊急随契で更新を進めている。

今回、唯一動いている1機も7月中旬に機能停止したが、更新工事中の機体から部品を確保することにより何とか機能復旧を行った。ただ今後いつ機能停止するか判らない状態である。

また、現在更新作業を行っている業者と製造メーカーによる温水ヒーターの調査点検の結果、オーバーホールでの機能復旧は難しく、また四半世紀前の製品であることから部品供給も難しくなっているとの回答を得た。よって、まずはピーク時となる今年度冬季に最低限必要となる2機の機能を安定的に確保すべく、もう1機の更新を緊急随契で行う必要がある。以上の理由により、早急に修繕を行う必要があるため、緊急随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第1号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

見積合わせの結果最も安価を提示した業者と契約を行った。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水垂運動公園（仮称）整備に係るサウンディング調査業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和7年6月20日
- 4 履行期間
契約締結日から令和8年3月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区室町通綾小路上る鶴鉾町480番地 パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,100,000円
- 7 契約内容
水垂運動公園（仮称）整備の事業化に向けて、これまでの民間活力導入可能性調査結果及び整備リスク低減に向けた現況調査結果、当該地の周辺環境等を踏まえたうえで、改めて民間事業者に対しサウンディング調査を実施し、民間負担による施設整備の可能性を調査し、本市負担を抑えた、当該地における最適な事業手法・事業スキーム等の取りまとめを委託する。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、調査計画の立案や調査結果の取りまとめ及び今後の課題整理等において極めて高い専門性を要することから、主として価格以外の要素（技術その他の履行の内容、履行方法等）における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。このため、価格以外に事業者の能力・提案を評価する公募型プロポーザル方式にて契約候補事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により事業者を募集したところ、パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所の1社から応募があり、審査の結果、最低評価点を上回っていたため、同社を契約相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園誘導サイン整備基本計画策定業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和7年6月23日
- 4 履行期間
令和7年6月23日から令和8年3月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通堀川西入妙満寺町580番地1 株式会社空間創研
- 6 契約金額（税込み）
8,030,000円
- 7 契約内容
多様な来園者に対して分かりやすい誘導サインを阪急西京極駅・公園周辺部の道路等及び公園内に整備することを目的として、誘導サインの整備基本計画策定を委託する。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、西京極総合運動公園の特性を活かした企画提案及びこれを実現するための技術力等を要することから、主として価格以外の要素（技術その他の履行の内容、履行方法等）における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。このため、価格以外に事業者の能力・提案を評価する公募型プロポーザル方式にて契約候補事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により事業者を募集したところ、株式会社空間創研の1社から応募があり、審査の結果、最低評価点を上回っていたため、同社を契約相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園におけるキッズエリア及びドッグラン設置業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和7年7月28日
- 4 履行期間
契約締結日から令和8年3月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦多藪町43 株式会社エーゲル
- 6 契約金額（税込み）
22,937,000円
- 7 契約内容
西京極総合運動公園内に子育て世代をはじめとする幅広い世代の市民が憩い、集える場としてキッズエリア及びドッグランを設置する。
- 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、西京極総合運動公園の特性を活かした企画提案及びこれを実現するための技術力等を要することから、主として価格以外の要素（技術その他の履行の内容、履行方法等）における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。このため、価格以外に事業者の能力・提案を評価する公募型プロポーザル方式にて契約候補事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により事業者を募集したところ、株式会社エーゲルの1社から応募があり、審査の結果、最低評価点を上回っていたため、同社を契約相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」運用業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年4月1日

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都スポーツネットワーク

京都市右京区西京極新明町1番地

代表 公益財団法人京都市スポーツ協会

6 契約金額（税込み）

22,589,600円

7 契約内容

- (1) システム利用方法及び登録（更新）方法の案内など、利用者登録、更新に関すること。
- (2) 施設及びシステムに関する問合せへの対応など、利用に関すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都スポーツネットワークの代表である公益財団法人京都市スポーツ協会は、平成17年度までは一元的に、また、同18年度からは複数の指定管理者グループの代表として本市スポーツ施設の管理に携わっており、施設の特性、管理方法等を熟知している。

さらに、同協会は、施設利用者の予約、貸出し、使用料徴収等を行う「京都市スポーツ情報提供システム」（平成8年～同20年1月稼働）の運用、それを継承した現行システムへの移行及びその後の運用（同年2月～稼働）を担っており、システム構成、運用方法、保守担当者との調整能力等のほかの者が有し得ない専門的な知識、技術等を有している。

施設利用者の観点に立ったサービスを提供し、及び効果的で効率的な運用を行うため、同協会を代表とする京都スポーツネットワークと随意契約を締結する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり